

平生町告示第28号

平成22年第4回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成22年8月31日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成22年9月13日

2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

河藤 泰明君

大井 哲也君

岩本ひろ子さん

田中 稔君

淵上 正博君

藤村 政嗣君

細田留美子さん

柳井 靖雄君

吉國 茂君

平岡 正一君

河内山宏充君

福田 洋明君

9月22日に応招した議員

応招しなかった議員

平成22年 第4回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成22年9月13日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成22年9月13日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成22年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成22年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成22年度平生町老人医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第12 認定第1号 平成21年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第2号 平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第3号 平成21年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 平成21年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 平成21年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 平成21年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 平成21年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第9号 平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第10号 平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 日程第22 報告第1号 平成21年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第23 報告第2号 平成21年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第3号 平成21年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第4号 平成21年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第5号 平成21年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第6号 平成21年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第7号 平成21年度平生町大田教育文化基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第8号 平成21年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第30 報告第9号 平成21年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第31 報告第10号 平成21年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第32 報告第11号 平成21年度平生町介護従事者処遇改善臨時特例基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第33 報告第12号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第34 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第35 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(10日間)
- 日程第5 議案第1号 平成22年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成22年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成22年度平生町老人医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第12 認定第1号 平成21年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第2号 平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第3号 平成21年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第15 認定第4号 平成21年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 平成21年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 平成21年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 平成21年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第9号 平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第10号 平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 委員会付託

出席議員（12名）

1番 河藤 泰明君	2番 大井 哲也君
3番 岩本ひろ子さん	5番 田中 稔君
6番 淵上 正博君	7番 藤村 政嗣君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 吉國 茂君	11番 平岡 正一君
12番 河内山宏充君	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤田 衛君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長 山田 健一君 副町長 佐竹 秀道君
 教育長 高木 哲夫君 会計管理者 岩見 求嗣君

総務課長 吉賀 康宏君 総合政策課長 角田 光弘君
町民課長 安村 和之君
税務課長兼徴収対策室長 弘中 賢治君
健康福祉課長 河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長 中本 羊次君
建設課長 洲山 和久君 佐賀出張所長 山本 俊明君
学校教育課長 福本 達弥君 社会教育課長 木谷 巖君
総合政策課長補佐兼財務班長 石杉 功作君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年第4回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、河藤泰明議員、大井哲也議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの10日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、10日間と決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌、議員派遣の報告のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成22年7月分、8月分及び9月分の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求

めた者及び委任を受けた者の職、氏名の報告は、お手元に配布の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．議案第4号

日程第9．議案第5号

日程第10．議案第6号

日程第11．議案第7号

日程第12．認定第1号

日程第13．認定第2号

日程第14．認定第3号

日程第15．認定第4号

日程第16．認定第5号

日程第17．認定第6号

日程第18．認定第7号

日程第19．認定第8号

日程第20．認定第9号

日程第21．認定第10号

日程第22．報告第1号

日程第23．報告第2号

日程第24．報告第3号

日程第25．報告第4号

日程第26．報告第5号

日程第27．報告第6号

日程第28．報告第7号

日程第29．報告第8号

日程第30．報告第9号

日程第31．報告第10号

日程第32．報告第11号

日程第33．報告第12号

議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告及び日程第5、議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算から、日程第11、議案第7号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について並びに日程第12、認定第1号平成21年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第21、認定第10号平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

町長から行政報告及び提案理由の説明並びに日程第22、報告第1号平成21年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から、日程第33、報告第12号地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告を求めます。山田町長。町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

9月も中旬を迎え、昨夜の雨もあって、心なしか吹く風に秋の気配を感じるようになりました。秋というと、「実りの秋」、「文化・芸術の秋」、「読書の秋」、「スポーツの秋」、「行楽の秋」、そして「食欲の秋」と、本当に多くの枕詞があるように、これからすがすがしい、気持ちのよい季節となってまいります。

今年の夏は、気象庁観測史上、113年間で最も暑い夏となりました。全国で熱中症により病院に搬送された人は、4万6,000人を突破したということでございます。梅雨明けの7月17日以来、ほとんど雨が降らず、7月22日には、岐阜県多治見市で39.4度と、この夏の最高気温が観測されたところでもあります。9月に入りまして猛烈な暑さが続きまして、9月5日には京都府京田辺市において更に39.9度を記録、9月で国内最高気温を更新いたしましたところでもあります。また、お隣の柳井市においては8月18日に、36.5度の最高気温を記録しております。ようやく秋になり、その「スーパー猛暑」から解放され、ホットした気持ちが、今までになく強く感じている、きょうこのごろであります。

世界的に見ましても、まるで地球が悲鳴を上げているように、さまざまな異常気象が頻発をいたしております。記録的な豪雨災害を初め、局地的なゲリラ豪雨、竜巻、火災など、これまでとは全く違う想定外の自然災害の様相を呈してありまして、改めて自然の恐ろしさを感じているところでもあります。

これからの本格的なシーズンとなるはずの台風につきましては、幸いにして本町は、この2年間台風被害はほとんどない状況であります。今後におきましても、住民の生命財産を守る立場として、危機管理意識を常に持って対処してまいりたいと考えております。

そのさなか、定められました平成22年第4回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、初めに、6月定例会以降の出来事について触れてみたいと思います。

まず、1番の大きな出来事は、7月11日に行われました参議院議員選挙であります。御承知のとおり、与党が過半数に達せず、新たな衆参のねじれ国会の状況となりました。つい1年前に衆議院議員選挙で民主党が圧勝し、政権交代という変革の大きな波が起きたところではありますが、1年足らずで、またしても混迷の国会の様相となっております。

しかしながら、今政治が機能不全に陥ることはあってはならないことでありまして、ぜひ与野党において、真摯な議論を通じて、日本の将来を見据えた国の政策決定をお願いをいたしたいものがあります。ちなみに、このたびの参議院議員選挙の投票率は、平生町が68.17%で、このうち、期日前投票率が15.4%となっており、3年前の前回よりそれぞれ伸びております。

なお、全国の投票率は57.92%、山口県は61.91%となっています。

次に、経済情勢であります。一昨年のリーマン・ショック以降の世界経済の危機は、わが国の経済において依然、深刻な状況に変わりはありませんが、8月に発表されました内閣府の月例経済報告では、「景気は、着実に持ち直してきており、自立的回復への基盤が整いつつあるが、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にある。」と公表いたしておるところであります。

8月下旬に総務省が発表いたしました労働力調査によると、7月の完全失業率は5.2%と6カ月ぶりに改善したとのことでありますが、依然として5%台の高い水準が続いております。一方、山口県労働局が発表いたしました、7月現在の「有効求人倍率」と「来春高卒者の県内求人倍率」でございますが、まず、県内の職業安定所の有効求人倍率は、0.64倍となり2カ月連続して改善はしているものの依然低い水準であります。

なお、当地域の柳井職業安定所管内は、県内最下位の0.42倍と雇用情勢は依然厳しい状況となっております。また、山口県の来春の高校新卒者の7月末現在の県内求人数は、一昨年同期比との比較では44.1%の減少となっており、昨年から極めて厳しい状況が続いております。

こうした中、このたびの急激な円高、株安を受けて、日銀は追加の金融緩和策を決定し、また政府もエコポイント制度の延長を初め、企業への国内への環境関連投資を促す対策、既卒者の雇用確保などを盛り込んだ、経済対策基本方針を打ち出されたところでもあります。現在、マスコミがこぞって取り上げております民主党代表選挙において、国民不在の政権闘争にならないように、両候補においては、国家像や政策論争など、骨太の論議を展開してもらいたいと思っておりましたが、いよいよ大詰めを迎えております。この代表選は、事実上の首相選ということになるわけですが、我が国の中長期を見通した経済・雇用について、適切な対策を望むものであります。

なお、今年の6月に政府は、「元気な日本」復活のシナリオとして、新成長戦略を閣議決定したところではありますが、7つの戦略分野の基本方針として、一つ、環境・エネルギー大国戦略、一つ、健康大国戦略、一つ、アジア経済戦略、一つ、観光・地域活性化戦略、一つ、科学・技術・情報通

信立国戦略、一つ、雇用・人材戦略、一つ、金融戦略、が掲げられております。ぜひ、こうした日本経済の成長の実現に向けて果敢に挑戦し、国民が勇気づけられるような施策を展開してもらうことを強く望みたいと思います。

次に、少子高齢化関連ですが、厚生労働省が7月に発表した、2009年簡易生命表によると、日本の女性の平均寿命が86.44歳、男性が79.59歳となっております、いずれも過去最高を更新したということであります。女性は、世界第1位で25年間連続、男性が、5位で今年の4位から一つ下がっております。

また、総務省の8月に発表した、全国の住民基本台帳に基づく、平成22年3月末の人口調査では、前年同期と比べて約1万8,000人の減少となっております、いよいよ日本の人口減少が現実になってきたところです。平成21年の出生率においては1.37、前年と同様であります、死亡者が出生者数を上回る状態のいわゆる「自然減」は、依然として、過去最多を更新している状況であります。全国の人口傾向としては、38道府県で人口が減少しており、また、20県で65歳以上の人口割合が25%を超えている状況です。ちなみに、山口県は人口が146万人で65歳以上の人口割合が27.5%となっております。

また、本町においては、13,099人で前年同期と比べ131人の減少となっており、65歳以上の人口割合は30.16%と人口減少や少子高齢化が進んでいる状況であります。少子高齢化で、特に大きな影響が予想されるのが、我々の住んでいる地方経済であります。このことは、今後の平生町のまちづくりを進める上でも、本当に大きな課題であると認識をいたしておりますが、これらの諸課題について、住民の皆さんと一緒にまちづくりをしていくという、いわゆる地域主権を基本にした「協働のまちづくり」に真剣に取り組んでいかなければいけないと考えているところであります。

次に、高齢化に関連したニュースとしては、現在、全国で高齢者の所在不明者が相次いでいる問題です。東京都の事件を発端に、そろそろと全国の自治体で住民票があるのに高齢者が不明という発表が相次いで起きています。孤立する高齢者の増加や地域におけるつながりの減少、また、家族関係の希薄化がここまで来ているのかと、つくづく感じさせられたニュースであります。

また、地域のつながりや家族関係の希薄化に関連した痛ましいニュースといえば、相次いでいる児童虐待の事件であります。大阪市のマンションで幼児2人が遺体で見つかった事件など、我が子をさいなむ悲劇を生む事件は、何ともやりきれない気持ちでいっぱいあります。このような事件が起きないように、社会全体でセーフティーネットの取り組みや、地域のつながりが持てるような機運を社会全体で作り出していくことが必要であります。本町としても、地域のつながりや相談体制の整備など、地域福祉、地域づくりを基本に取り組んでいく必要があると考えております。

それでは、6月定例会以降の町政の重要課題の進捗状況や経過につきまして、「行政報告」とし

て申し上げます。

初めに、「山口県総合防災訓練について」であります。去る、8月29日に平生町で開催いたしました「2010年山口県総合防災訓練 in 平生」につきましては、猛暑の中、関係機関130機関、3,000人以上の参加により無事、訓練を終了することができました。平生町議会議員の皆様にも御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。今回の訓練では、昨年7月21日の豪雨災害、そして今年7月15日の大雨災害と、県内において集中豪雨による大規模災害が2年連続で発生したことを踏まえ、加えて、地震災害等も想定をしながら大規模な訓練となったわけがあります。

特に、今回の訓練の特色としては、自治会、自主防災組織、小中学校での避難訓練で、2,000人以上の参加となりまして、過去最多の住民参加型の避難訓練となりました。

また、特別養護老人ホームでの訓練を初め、災害派遣医療チーム(DMAT)と防災機関との連携強化による訓練、離島からの搬送訓練、ライフライン関係機関やボランティアの皆様による訓練や展示、町の災害対策本部の設置・運営訓練など、多くの実のある訓練を実施することができました。この訓練により、町民と行政の連携や防災機関相互の連携強化につながったと考えおりますが、この訓練の成果をベースに更なる地域防災力が高まる取り組みをしていきたいと考えております。

次に、「岩国基地民間空港早期再開について」申し上げます。岩国基地民間空港の再開に向けては、今年度から国土交通省が主体となり、開港に向けた施設整備が進められておりますが、先般、7月14日、国土交通省大阪航空局から旅客ターミナルビルを整備、管理運営する事業者、「岩国空港ビル株式会社」を選定したと発表されたところであります。今後、今年度中にターミナルビルの設計を終え、来年度に発注、完成の予定であります。

また、空港の利用促進に向けて、行政、経済団体、民間企業などで構成する組織がこの9月21日に設立され、今年度から早速、PR事業や利便性向上事業を展開させていくことになっております。空港の再開が県東部地域の活性化につながるよう期待をいたしているところであります。

次に、「第四次平生町総合計画について」申し上げます。平成23年度を計画の初年度とする、平生町のまちづくりの指針である、第四次総合計画につきましては、策定作業も本格化し、現在、鋭意取り組みを進めているところであります。先般、7月下旬から8月上旬にかけ、計画策定に当たり、広く住民の皆様から、まちづくりに関する御意見、提言をいただくため、まちづくり懇談会を開催したところであります。皆様には、連日の猛暑の中、日中お疲れのところ、多数御出席をいただき、お礼を申し上げたいと思います。

今回は初めての試みとして、グループに分かれての討議を行っておりまして、御出席いただいた方々から、多くの御意見等いただいたところであります。これらの御意見、提言は今後の計画づくりの参考とさせていただきたいと考えております。

また、7月1日には第1回目の総合計画審議会を開催し、私から審議会に対し、総合計画案について諮問をしたところであります。今後、分野ごとに、審議会の分科会を開催し、より専門的に審議をいただき、11月を目途に答申をいただく予定であります。明るく住みよいまちづくりに向け、住民の皆様とともに、計画をつくり上げたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、「保育園あり方検討会について」であります。町立保育園のあり方検討会につきましては、各園の保護者代表や児童福祉関係者の民間の委員10人にも参画をいただき、町内の保育園の入所状況や運営費の推移、出生数の推移など現状について、報告をし、検討を進めてまいりました。委員からは、「公立保育園にはこだわらず、発達段階に応じて、子供たちにとってよい保育サービスを望む。」また、「保育ニーズに沿った、新たな保育サービスの提供を図ってほしい。さらに、施設整備に当たっては、通園等利便性のよい場所に整備できることを願っている。」また、「それができる法人を選定してほしい。」などの意見要望があったところであります。

このため、今後、出生数の減少に伴う園児数の減少への対応、仕事と子育ての両立支援、公立保育園に対する運営費等の一般財源化などの動向を勘案して、公立保育園を見直し、新たな場所に、民間活力を導入する方向で検討してまいりたいと考えております。

次に、「柳井地域広域水道用水供給事業に係る水道料金の安定に関する要望について」であります。柳井地域の水道用水を、将来にわたって安定的に確保するため、昭和57年に柳井地域広域水道企業団が設立をされ、広島県境の弥栄ダムから遠距離導水を行う広域水道用水供給事業が開始をされ、以後、水事情が厳しい年においても水道用水の不足をきたすことなく、上水の安定供給が図られているところであります。

しかしながら、本事業には、約590億円という膨大な建設事業費がかかり、多大な財政負担を必要とし、当該企業団から水道用水の供給を受けている当該地域の水道事業及び簡易水道は、受水費に多額の支出を要しており、県内で最も高い水準の水道料金となっているところであります。こうした状況により、県内の水道料金格差を是正し、県民生活の安定を図ることを目的に、平成14年度から当地域の用水供給事業及び末端給水事業に対して、県より財政支援をいただいているところです。この補助期間は10年間と規定されており、平成22年度は県において予算計上されていますが、先般、最終年の平成23年度の助成については、その可能性はほとんどゼロに近いという通告が突然、県からあったところであります。

この補助金については、柳井地域の水道料金の安定を図る上で、極めて重要な財源であり、広域水道構成市町で協議を行った結果、平成22年8月18日に、広域水道構成市町の2市4町で本補助制度の継続について要望書を提出したところであります。本補助制度の将来にわたる継続について、議会の皆さんと一緒にあって取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを

たします。

次に、「学校耐震化について」であります。学校耐震化につきましては、年度末の完成に向け現在、平生中体育館、平生小普通教室棟とも本格的な工事を実施中ではありますが、7月に文部科学省から、今年4月1日現在の全国の耐震化率が発表され、県平均が53パーセントで、山口県は全国で最も低く、その中で本町は、41.7パーセントということであり、先般、文部科学省から耐震化を早急に図るよう要請を受けたところであります。

現在工事中の2棟が完成すれば、耐震化率で県平均に並ぶこととなりますが、児童・生徒の安全安心を図るため、残る校舎についても、早急に耐震化を進めていく必要がありますので、今後、具体的な詰めをし、計画的に整備を進めていく必要があると考えています。

以上で、行政報告を終わります。

それでは御提案をいたします、予算6件、事件1件、認定10件の議案につきまして、順を追って説明を申し上げたいと思います。

議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算であります。まず、歳出の主なものを申し上げます。歳出につきましては14ページからであります。

一般管理費におきましては、将来の大量退職に備えて、退職手当の準備積立金を追加計上いたすものであります。

財務財産管理費におきましては、地方財政法の規定により、平成21年度の繰越金のうち繰越明許費を除いた2分の1相当額と今後の財政需要に備えるために合わせて、9,694万5,000円を財政基金への積立金として計上いたしております。

交通安全対策費におきましては、平生小学校前のバス停が老朽化により天井部分のモルタルが剥離していることから修繕料を計上いたしております。その他、黒羽根など3カ所のバス停や平生小学校横のフェンス改修などの修繕料もあわせて計上いたしております。

また、工事請負費として、大内川沿いの町道高須壱ヶ浜線の上横土手地区と高須地区のガードパイプの設置費を計上いたしております。

15ページにかけての統計調査総務費におきましては、平成22年国勢調査の調査委託金の増額交付に伴いまして、それぞれ、所要額を増額するものであります。

社会福祉総務費では、普通交付税の確定に伴います財政安定化支援事業の国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を計上いたしております。

老人福祉総務費につきましては、国庫補助金の平成22年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を受けて、平生町にあるグループホームにスプリンクラーを設置する事業に対しまして、整備費を補助するものでありまして、全額国庫財源で措置するものであります。

障害者福祉費につきましては、障害福祉サービス費や更生医療給付費の21年度事業の精算に係

る国・県への返還金を計上いたしております。

16ページの予防費につきましては、新型インフルエンザワクチン接種助成費の21年度事業の精算に係る県への返還金を計上いたしております。

健康づくり推進事業費につきましては、健康増進事業費や女性特有のがん検診推進事業費の21年度事業の精算に係る国・県への返還金を計上いたしております。

環境衛生費では、太陽光発電システムの設置費に対する補助事業につきまして、6月議会で増額補正をお願いいたしておりますが、予想を超える申請があり、追加計上をお願いいたすものであります。町としましては、改めて設置助成の考え方と今後の方針を検討し、計画的に対応していくことといたしました。それに基づきまして、今回、172万5,000円を追加するものであります。

清掃費では、普通交付税の確定によりまして、熊南総合事務組合への負担金の再算定の結果28万2,000円を減額するものであります。

17ページの土地改良事業費におきましては、パイロット道路の側溝清掃など3件の修繕料を計上いたしております。また、工事請負費につきましては、川久保ため池整備事業による工事用取りつけ道の撤去費と上殿地区の水路しゅんせつの事業費を追加いたすものでございます。

18ページにかけての漁港建設事業費におきましては、佐賀漁港施設の水路などの修繕費を計上いたしております。工事請負費につきましては、漁村再生交付金事業の追加工事と海岸保全事業につきましては、内示額に伴い追加をいたすものであります。また、単独工事として神田地区の突堤整備事業費を計上いたしております。

河川維持改良費につきましては、湊の内樋門のポンプ修理の経費と佐賀地区の河川しゅんせつの経費を追加いたすものであります。負担金補助及び交付金におきましては、自然災害防止事業といたしまして、中川排水機場のポンプとエンジンの修繕を県が実施するため、全体事業費900万円のうち、30%を町が負担するものであります。

19ページの港湾建設費につきましては、県の港湾整備に係る港湾施設事業債につきまして、県が資本費平準化債を発行することにより、平成22年度の負担金が減額されるものであります。

住宅管理費におきましては、町営住宅磯崎団地の白蟻防除の委託料を計上いたしております。

教育費の事務局費におきましては、平生小学校の特別支援学級への補助教員1名を追加配置するための経費を計上いたしております。

20ページの小学校費の教育振興費におきましては、県の補助金を活用して佐賀小学校に配置する予定でありました特別支援補助教員につきましては、県教育委員会からの直接配置となったことから、全額を減額いたすものであります。

中学校費の教育振興費におきましては、県の補助金を活用し平生中学校の35人以下少人数学級化のための非常勤講師を配置する予定でありましたが、県教育委員会から本務教員が1名配置とな

ったことにより、全額を減額するものでございます。

21ページの幼稚園費におきましては、3歳児クラスに特別に支援を要する幼児が入園したことにより、補助教諭を1名追加配置するものであります。

図書館費におきましては、事務補助員を1名、追加計上いたすものであります。

保健体育施設費におきましては、老朽化した体育館裏の倉庫の建てかえの事業費を計上いたしております。

22ページの災害復旧費におきましては、7月14日から15日にかけての豪雨により、農業用施設が被災いたしておりますので、それぞれ災害復旧に係る費用を計上いたしております。内訳につきましては、農業用施設の修繕料につきましては6件で120万円、工事請負費につきましては、5件で580万円、農業用施設の補助対象災害復旧費として、1件で242万8,000円となっております。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。9ページからでございます。

町税の個人町民税につきましては、高齢化による納税義務者数の減少と、景気低迷による給与所得の大幅な減額により、2,800万円を減額いたすものであります。

固定資産税におきましては、主に償却資産に係る固定資産税の増加を見込んで計上いたしております。多額な設備投資はありませんが、小規模な設備投資の積上げによるものであります。

地方特例交付金につきましては、確定に伴いまして、それぞれ増額あるいは減額をいたすものであります。

10ページの地方交付税につきましては、確定により減額するものでございます。減額理由といたしましては、基準財政需要額の臨時財政対策債の控除前では、予算額で見込んだ算定額に対して増額となっておりますが、臨時財政対策債の確定額が予算に対して3,581万8,000円の増額となったことにより、普通交付税の措置額が減少したためであります。普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税につきましては、予算額に対して1,116万3,000円の増額となっております。

10ページから11ページにかけての、国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出において御説明いたしました事業などに伴います特定財源であります。

12ページの基金繰入金につきましては、太陽光発電システム設置費補助事業の特定財源であります、地球温暖化対策推進基金からの繰入金でございます。

繰越金につきましては、1億4,281万円を追加いたしまして、繰越金の総額は1億7,281万円となるものであります。

13ページの地方債の補正につきましては、臨時財政対策債の確定と、ため池等整備事業や漁村再生交付金事業、災害復旧費に伴い増額をいたすものであります。

以上、今回の補正額は、1億4,545万5,000円を追加いたしまして、予算総額は48億9,902万5,000円となるものであります。

なお、25ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第2号平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。歳出であります。8ページの賦課徴収費につきましては、国保システム改修業務を計上いたしております。これは、倒産や解雇などにより離職された方などの保険税を一定期間減額する特例措置に対応するための改修であります。全額国庫で措置されることになっております。

後期高齢者支援金につきましては、過年度分の確定により増額するものであります。

9ページの老人保健医療費拠出金につきましては、過年度分の確定により増額するものであります。

償還金につきましては、過年度の療養給付費交付金等の精算によるものであります。

10ページの予備費につきましては、所要の額を追加補正するものであります。

続きまして歳入について御説明いたします。6ページの財政調整交付金につきましては、歳出の賦課徴収費の国保システム改修業務の国庫財源であります。

療養給付費交付金につきましては、平成21年度の精算によります追加交付であります。

一般会計繰入金につきましては、普通交付税の確定に伴う財政安定化支援事業費を増額いたしております。

7ページの国民健康保険事業基金繰入金につきましては、財源不足を調整するために繰り入れるものであります。

その他の繰越金につきましては、平成21年度の決算に伴う繰越金でありまして、当初予算計上額を減額するものであります。

以上、今回の補正額1,771万3,000円を追加いたしまして、予算総額は15億3,310万6,000円となるものであります。

続きまして、議案第3号平生町簡易水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。歳出につきましては7ページでございます。役務費の水質検査手数料につきましては、大星山にある井戸水の水質検査を実施するものであります。備品購入費の残留塩素測定器の購入につきましては、従来、検査薬品を使用し、目視による測定をいたしておりましたが、測定器で塩素濃度がデジタル数値で表示されることから、より正確な水質管理が行われることとなるものであります。公課費の消費税につきましては、確定による補正をいたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございますが、歳出の増額補正に伴う一般会計の繰入金を追加計上いたすものであります。

以上、今回の補正額は、16万8,000円を追加いたしまして、予算総額は6,363万6,000円となるものであります。

続きまして、議案第4号平生町老人医療事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。歳出につきましては、7ページでございます。繰出金につきましては、平成21年度決算実績による一般会計への繰出金でございます。

歳入につきましては、6ページでございます。支払基金交付金や国庫負担金、県負担金につきましては、それぞれ、過年度医療給付費の精算交付金を計上いたしております。

以上、今回の補正額5,000円を追加いたしまして、予算総額は10万2,000円となるものであります。

続きまして、議案第5号平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。歳出につきましては、7ページでございます。過年度分の精算による余剰金の準備基金への積み立てと、過年度分の保険料還付金及び国庫支出金などの返還金を計上いたしております。

6ページの歳入におきましては、県負担金の過年度介護給付費精算交付金と21年度決算に伴う繰越金を計上いたしております。

以上、今回の補正額1,247万4,000円を追加いたしまして、予算総額は10億3,046万9,000円となるものであります。

続きまして、議案第6号平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。このたびの補正予算は、7ページの歳出におきましては、過年度分の保険料還付金を追加計上いたしております。

6ページの歳入におきましては、21年度決算に伴う繰越金を計上いたすものであります。

以上、今回の補正額は、2,000円を追加いたしまして、予算総額は1億8,981万3,000円となるものであります。

以上をもちまして、予算6件の議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第7号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について御説明申し上げます。本議案につきましては、平成23年4月1日から山口県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、交通災害共済事務を処理する団体に光市を加えるものでありまして、地方自治法第290条の規定によりまして、一部事務組合を構成する市町議会の議決が必要となることから、御議決をお願いするものであります。

以上をもちまして、補正予算6件、事件1件につきましの提案理由の説明を終わらせていただきますが、次の平成21年度一般会計のほか9特別会計の歳入歳出決算の内容につきましては、佐竹副町長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

終わりに、報告12件でございますが、まず、基金に関する報告が11件でございます。議案の末

尾に本町の基金であります財政基金のほか10基金の平成21年度の運営状況、これに伴います収支の状況を、各基金の条例規定に基づきましてそれぞれ報告させていただいております。最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいた健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率の報告が1件ございます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、監査委員の意見を付して、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を報告するものでありますので、よろしく願いをいたします。

なお、説明不足の点につきましては、副町長の決算についての説明が終わった後に、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えさせていただきますので、よろしく御審議をいただきまして、御議決あるいは、御認定を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午前9時55分から再開いたします。

午前9時41分休憩

午前9時55分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

佐竹副町長。

副町長（佐竹 秀道君） それでは、平成21年度の決算報告を申し上げます。

各会計の決算につきまして、平成22年5月31日に出納閉鎖を終えての調整の後、監査委員さんに審査をお願いしたものであります。監査委員さんにおかれましては、7月26日から8月12日にかけて、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理などについて、直接担当課に説明を求められ、日時をかけたの審査をされました。その後9月1日に監査の公表を受けましたので、これらの意見を付して、地方自治法第233条第3項の規定に基づく認定を受けるに当たり、その概要を、主に決算の附属資料をもとに一般会計から順を追って御説明申し上げます。

最初に、認定第1号一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入総額は、58億556万7,546円、歳出総額は、55億6,824万4,146円でありまして、歳入歳出差引額が2億3,732万3,400円でございます。平成22年度への繰越明許費繰越額が6,451万2,500円でありますので、実質収支額につきましては1億7,281万900円となるものであります。決算規模が50億円を上回るのは平成16年度以来であります。

歳入歳出の前年度対比については、歳入が21.6%、歳出が19.8%と、それぞれ増額決算となっております。この要因といたしまして、歳入につきましては、国の緊急経済対策によります、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、地域活性化・生活対策臨時交付金、地域活性化・経済

危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金や学校建設に伴う安全・安心な学校づくり交付金、定額給付金給付事業費などによるものであります。歳出につきましては、定額給付金事業と平生小学校改築事業や平生中学校屋内運動場耐震改修事業が主なものであります。

また、単年度収支につきましては、6,526万6,226円の黒字となっております。実質単年度収支につきましても、財政基金への積立額が取崩額を上回っていることから、1億1,565万9,933円の黒字となっております。

それでは、各予算費目の順に主要な施策等の成果を中心に御説明を申し上げます。

歳入からであります。決算書の9ページをごらんいただきたいと思います。

町税につきましては、個人町民税が2.2%減少しておりますが、法人町民税は1.6%の増加となっております。固定資産税につきましては、3.7%の減少となっており、町税全体では2.7%の減少となっております。

10ページにかかまての地方譲与税の自動車重量譲与税につきましては、排出ガス性能及び燃費性能に優れ、環境負担の軽い自動車に対する自動車重量税の軽減税制が実施されている影響で9.6%の減少となっております。

配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金につきましては、景気低迷の影響による株価の下落により減収となっております。

自動車取得税交付金につきましては、自動車重量譲与税と同様に、自動車取得税の軽減税制が実施されている影響により37.8%の減少となっております。

11ページの地方特例交付金につきましては、自動車取得税の軽減税制による減少分を補てんするための、自動車取得税特例交付金が新たに創設されたことにより、16.5%の増加となっております。

地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金と地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、平成20年度の国の補正予算で実施されたものであります。平成20年度の補正予算で計上をいたし、全額、平成21年度に繰り越したものであります。なお、平成20年度の臨時交付金につきましては、地方特例交付金として予算計上しているものであります。

地方交付税の普通交付税につきましては、基準財政需要額に地域雇用創出推進費が創設されたことなどにより1.9%の増加となっております。

12ページの分担金及び負担金の社会福祉負担金は、養護老人ホームの延べ入所措置人員数の減少により、25%の減少となっております。

児童福祉費負担金は、延べ保育措置人員数の減少により、12.4%の減少となっております。

14ページから16ページにかけての国庫支出金につきましては、主に、平成21年度の国の補正予算で実施した地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金や平生

小学校校舎改築事業と平生中学校屋内運動場耐震改修事業に伴う安全・安心な学校づくり交付金や定額給付金事業に係る補助金などにより大幅に増加しております。

20ページにかけての県支出金につきましては、主に漁村再生交付金事業の拡充などにより、5%の増加となっております。

21ページにかけての財産収入につきましては、旧平生タクシー跡の土地建物と吉原の旧町営住宅跡地の売払収入により、292.7%の増加となっております。

繰入金につきましては、歳出削減や地方交付税の増額により財政基金からの繰入金は前年度実績に対して77.6%の減少となっております。

繰越金につきましては、前年度対比で29.5%の増加となっております。

24ページからの町債につきましては、臨時財政対策債の増額発行や、漁村再生交付金事業の事業拡充により全体で51.6%の増加となっております。

続きまして歳出であります。27ページから28ページにかけての一般管理費では、救急医療用として自動体外式除細動器（AED）を購入いたしており、幼稚園などの町内各施設へ設置いたしております。負担金補助及び交付金では、将来の退職者の増加に備え、退職手当業務の特別負担金を増額いたしております。

29ページにかけての情報通信費では、現在運用しております住民情報システムが平成22年12月末で開発メーカーによるサポートが終了いたします。次期住民情報システムの導入に向けて、平成21年10月より更新業務に着手をいたしておるものであります。また、安定的な情報通信環境の運用のため、老朽化した機器を対象に48台のパソコンの更新を行っております。

30ページにかけての庁舎管理費におきましては、防災行政無線のデジタル化に向けて防災行政無線親局の設備更新を行っております。

31ページにかけての企画振興費では、新たな町政運営の指針となる第四次平生町総合計画の策定作業に着手し、基礎資料として、現計画の進捗状況の確認や町民の意識や町の施策に対する考え方を把握するため、アンケート調査を実施いたしております。また、質の高い住民サービスの提供と効率的・効果的な町政運営を継続していくため平成22年度を始めとする第五次行政改革大綱を策定いたしております。その他、風力発電施設が6基増設されたことを記念し、大星山山頂などで風力発電施設完成記念行事を実施いたしております。また、風車キャラクターの愛称募集を実施し、「夢風車くるる」と決定をいたしております。

32ページの定額給付金事業費におきましては、平成20年度からの繰越事業として取り組み、5,523世帯に対して総額2億708万8,000円の定額給付金の給付をいたしております。

33ページにかけての財産管理費では、20年度の繰越事業として本庁舎の耐震一次診断や非常用電源設備設置事業を実施いたしております。また、ハイブリット公用車を購入しております。

34ページの徴収対策費におきましては、平成21年度より新たに予算費目を設置し効率的な滞納整理の取り組みを行い、滞納者への納税意識の高揚に努めるとともに、悪質滞納者への強制徴収の手続きを行うなど、滞納額の縮減や税収の確保に努めております。

35ページにかけての戸籍住民基本台帳費では、平成16年度に導入いたしております戸籍電算システムの機器保守期限が到来したことにより、臨時交付金を財源として戸籍電算システム機器の更新を行っております。

36ページにかけての選挙費では、第45回衆議院議員総選挙と第21回最高裁判所裁判官国民審査を執行いたしております。統計調査費では、学校基本調査、工業統計調査、2010年世界農林業センサス、経済センサスの基礎調査を実施いたしております。

37ページの社会福祉総務費では、平成20年度からの継続事業として地域福祉活性化事業に取り組み、支え合いマップづくりや宇佐木・堅ヶ浜・平生町、町村地区ごとに活動していた福祉の輪づくり運動推進委員会を一本化し、平生地区社会福祉協議会を設立し、小地域福祉活動の基盤強化を図っております。平成21年度と平成22年度の2カ年事業として、地域福祉計画の策定業務に着手し、地域福祉関係者や福祉サービス提供事業者、自治会関係者など18名の方々からなる策定委員会を立ち上げ、さまざまな立場からの御意見をいただいております。また、町内9地区において2回にわたり住民座談会を開催いたしております。

38ページから39ページにかけての老人福祉総務費では、老朽化した老人福祉センターの給湯設備の更新事業を臨時交付金の財源を活用して実施いたしております。

40ページにかけての福祉医療対策費では、これまでの母子家庭に加えて父子家庭も受給対象とする制度改正を行っております。また、県の制度改正では、一部負担金を導入することとしておりますが、平生町では受給者に対して一部負担金を求めることなく、単独で町の財源において補てんをしております。

41ページにかけての障害者福祉費におきましては、平成21年度に障害者自立支援法について、サービス提供者の質の向上や経営基盤の安定化を図るために報酬改定が行われ、また、新体系移行促進のための新たな事業を実施いたしております。障害者福祉サービス費で、利用者負担の軽減につきましては、資産要件が撤廃されたことにより軽減措置の拡充が図られております。

41ページの児童福祉総務費では、平成22年度から支給開始する子ども手当への移行のためのシステム改修を全額国庫補助金で実施いたしております。

42ページにかけての児童環境づくり推進事業費では、次世代育成支援対策推進法に基づき20年度からの2カ年事業で次世代育成支援行動計画を策定いたしており、今後におきましては、計画の着実な実践に取り組んでいくこととしております。

43ページにかけての保育所運営費では、延べ保育措置児童数の減少により保育所運営に要する

経費につきまして対前年度比で10.6%の減少となっております。また、臨時交付金を活用して平生保育園と宇佐木保育園にエアコンを設置をし、これにより公立保育園の全園にエアコンの設置が終了いたしております。新型インフルエンザ対策として、県補助金の地域子育て創生事業費を活用して、町立保育園全園に加湿空気清浄機の設置と法人保育園に対しては、加湿空気清浄機の購入補助をいたしております。

44ページの子育て応援特別手当事業費では、平成20年度からの繰越事業として取り組み、167世帯へ総額630万円の支給を行っております。

45ページから46ページの母子衛生費では、妊婦健診について、母子の健康管理の充実と妊娠や出産に係る経済的負担を軽減するため、公費負担の回数を5回から14回へ拡充をいたしております。また、県外での里帰りによる妊婦健診と乳児の1カ月健診についても希望者に対しては、県外の医療機関で受診できる体制を整備しております。

不妊治療費助成事業では、平成20年度から助成期間を2年から5年に拡充いたしており、21年度においては9組の申請を受け付けております。

予防費では、新型インフルエンザ対策として、消毒液や防護服などの備蓄をしております。また、低所得者に対する新型インフルエンザの接種費用軽減対策事業を実施いたしております。

47ページにかけての健康づくり推進事業費では、平成21年度より国の事業により女性特有のがん検診推進事業を実施し、子宮頸がんや乳がん検診の無料クーポン券を交付いたしております。

48ページにかけての環境衛生費では、引き続きフラワーベルト整備事業に取り組んでおります。また、秋の植栽につきましては、全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を財源とした環境保全促進事業費を活用して実施をいたしております。浄化槽設置整備事業費におきましては、13基の設置に係る経費を補助いたしております。

49ページの労働福祉対策費では、柳井広域シルバー人材センターへの負担金を支出いたしておりますが、同センターの運営状況は受注件数は前年度と比較すると136件増加しているものの、契約額につきましては、3,811万4,915円の大幅な減少となっております。

50ページから51ページにかけての農業振興費では、遊休農地の有効活用と新たな農業の担い手の発掘を目的に開園いたしました、ひらお農業体験農園も2年目を迎え、24組の参加者があったところであります。また、ジャンボタニシ防除対策協議会に対して、薬剤の購入費などを補助しており、薬剤散布により、被害が集中している地域で効率的な防除を行っております。

52ページにかけての土地改良事業費では、単独土地改良事業と臨時交付金を活用した土地改良事業を実施し、老朽化した農道や水路の整備を行っております。団体営ため池等整備事業の補助事業1件も実施いたしております。

53ページのひらお特産品センター管理費では、売上金額が1億3,725万6,828円で対

前年比99.8%、年間来客数は16万2,625人で対前年比102.4%と昨年度とほぼ同様となっており、順調に運営されております。

54ページにかけたの林業総務費では、水源涵養機能や山地災害防止機能の維持管理を図るため、流域育成林整備事業により間伐・枝打・造林・下刈などを18.87ヘクタールにおいて実施いたしております。平成21年度の新規事業で国の緊急経済対策で創設された森林整備地域活動支援事業につきましては、森林の境界の明確化事業に取り組んでおります。また、イノシシなどの有害獣から農作物を守るため、地元猟友会で組織する移動捕獲隊による捕獲作業を実施いたしております。

55ページにかけたの水産業振興費では、水産振興対策事業費として、車えび、ひらめ、ガザミの各種種苗の放流事業を実施し、水産資源の充実を図っております。

漁港建設事業費では、高潮から背後集落を保全する海岸保全施設整備事業、漁港整備として漁村再生交付金事業、単独事業、臨時交付金事業で高潮対策事業を実施いたしております。近年の漁獲量低迷や漁業者の高齢化など、漁業を取り巻く環境が深刻さを増しておりますが、今後とも計画的に事業を推進していくことといたしております。

56ページの商工振興費では、臨時交付金を活用した商工会プレミアム付商品券発行事業への補助事業を実施しております。

57ページにかけたの観光費では、緊急雇用創出事業において箕山公園と神花山公園の環境整備事業を実施しております。また臨時交付金を活用した大星山展望台の外壁改修事業を実施し、観光施設の環境整備を行っております。

58ページの道路橋梁維持費では、単独道路補修事業、臨時交付金活用事業で中川橋橋梁補修事業を実施いたしております。

59ページにかけたの道路橋梁新設改良費では、単独道路改良事業、臨時交付金を活用した道路改良事業、側溝整備、平成20年度繰越事業で臨時交付金を活用した町道改良事業を実施し、生活基盤であります町道の整備を推進したものであります。今後におきましても、必要性や緊急性などを勘案しながら、計画的に整備を進めていく必要があると考えております。

河川維持改良費では、老朽化した護岸の改修工事や流下能力を高めるための単独改良工事、臨時交付金を活用した河川しゅんせつ工事を実施し、河川における災害発生の未然防止による住民の安全確保に努めたものであります。

60ページの下水路費におきましては、地域住民の生活環境の向上を図るため、雨水排水路の整備を実施いたしております。

61ページの住宅管理費におきましては、田名第2団地と上横団地の火災警報器設置工事を27戸実施をし、また、中村団地と田名第2団地の手すり取替工事を6棟、上横住宅と下横住宅の2戸の解体工事を実施いたしております。町営住宅は、老朽化によります補修が増加傾向にあるこ

とから、管理面・安全面からも解決しなければならない課題であると認識をいたしております。

62ページにかけての非常備消防費では、臨時交付金事業で消防団員の活動服を全面的に更新をいたしております。また、平成21年度からの新規事業といたしまして、災害時要援護者住宅用火災警報器設置補助事業を実施いたしており、49世帯への助成をしております。

消防施設費では、山田地区に防火水槽を1基、新湊地区と南下地区にそれぞれ消火栓1基を設置しております。また、臨時交付金事業で、本部の消防ポンプ車を更新し、消防庁からの無償貸与を受けている救助資機材搭載型車両とあわせて消防力の強化充実を図っております。

64ページから65ページにかけての小学校費の学校管理費におきましては、臨時交付金事業で、平生小学校の管理・特別教室棟の耐震二次診断と平生小学校の普通教室棟の耐力度調査を実施しております。また、平生小学校と佐賀小学校のフェンス改修事業も実施いたしております。

66ページにかけての小学校費の教育振興費では、佐賀小学校へ特別支援補助教員を新たに配置し、特別に配慮を必要とする児童に対して個別指導を実施いたしております。また、文部科学省のスクールニューディール構想の一環としてデジタルテレビや電子黒板などを設置をし、学校教育の情報化の推進を図っております。

67ページの小学校費の学校建設費では、平生小学校の普通教室棟の改築事業に着手し、設計業務と旧校舎や旧プールの解体、仮設校舎の設置をいたしております。

68ページにかけての中学校費の学校管理費では、普通教室棟と管理・特別教室棟の耐震二次診断を実施いたしております。

69ページにかけての中学校費の教育振興費では、中学校2年生と3年生の学級編成を1クラス35人以下とする少人数学級化事業として、非常勤講師を3名配置し、生徒一人一人に応じた指導を行うとともに学級の安定化を図っております。また、小学校と同様にスクールニューディール構想の一環としてデジタルテレビや電子黒板などを設置をし、学校教育の情報化の推進を図っております。

70ページにかけての、中学校費の学校建設費では、平生中学校の屋内運動場の耐震改修事業に着手しております。

71ページから72ページにかけての社会教育費におきましては、放課後に学校施設を活用して、地域の方々の協力を得て子供たちと共にスポーツや文化活動を行う放課後子ども教室を開催し、子供たちの安全・安心な拠点づくりや地域住民との交流活動を実施いたしております。また、学校支援地域本部事業に取り組み、学校支援コーディネーターを通じて、学校支援ボランティアの募集を行い、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる取り組みを行っております。青少年健全育成につきましては、安全で安心な、明るく住みよい町の実現・青少年の健全育成のために、平生防犯パトロール隊による夜間パトロールを実施するなど、安全・安心なまちづくり・自主

防犯活動の意識の高揚を図る取り組みを行っております。

73ページにかけての公民館費では、平成23年度からのアナログ放送の終了に備えて、臨時交付金を活用して、各公民館へ地上デジタル対応テレビの設置をいたしております。

75ページから76ページにかけての保健体育総務費では、生涯スポーツの推進として、健康・体力づくりの意識と実践意欲の高揚を図り、体育協会各部が主体となって、ファミリースポーツ・レクリエーション大会などの各種大会を開催いたしたところであります。また、平生町引き受けにより周南駅伝競走大会を実施いたしております。

77ページにかけての保健体育施設費では、武道館の屋根の改修事業と洋式便器を設置するトイレ改修事業を実施いたしております。

77ページの災害復旧費では、7月下旬の梅雨前線による豪雨などにより被災いたしました農業用施設単独災害12件、農業用施設補助災害1件、林業施設災害1件、土木施設災害8件の復旧工事を実施いたしております。

78ページにかけましての公債費につきましては、補償金免除繰上償還分を含めて昨年度比で2%の増加となっております。19年度に策定しました公債費負担適正化計画に沿って公債費の適正な運営を行っているところであります。

公営企業費につきましては、上水道企業費が昨年度と比較して48.5%増加しておりますが、主に、臨時交付金を活用して、田布施・平生水道企業団により老朽管の改修工事を実施したことによるものであります。

以上が、一般会計における決算概要であります。各種財政数値につきましては、経常収支比率については、地方交付税の増額により2.4%減少し、89.7%に、また、実質公債費比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した数値において19.5%となり、0.1%減少いたしております。財政基金の残高は20年度末と比較いたしますと、4,997万9,627円の増額となっており、21年度末残高は2億7,885万7,656円となっております。

今後におきましても、景気の低迷や団塊の世代の退職、高齢者人口の増加などによる税収の減少など、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増していくものと予想されますが、更なる行財政改革を推し進めて「財政健全化」に継続して取り組むことが必要であると考えております。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

次に、認定第2号国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、御説明を申し上げます。

歳入総額は15億8,320万7,785円、歳出総額は15億5,182万6,222円、歳入歳出差引残額は3,138万1,563円でありまして、これを平成22年度へ繰り越すものであります。なお、翌年度精算分などを加味した実質単年度収支は2,039万8,347円の赤字

となっております。この要因といたしましては、平成20年度の制度改正に伴い算定式が変更となり、国の特別調整交付金が措置されなくなったことによるものであります。

決算時点における国民健康保険加入世帯数は、昨年度と比較して、15世帯減少をして、2,080世帯、被保険者数は12人減少して、3,552人となっております。

それでは、歳入から御説明を申し上げます。

5ページの国民健康保険税につきましては、現年分の保険税は20年度と比較いたしますと、約680万円減収となり、2億9,942万8,500円となっております。

6ページの国庫補助金の財政調整交付金につきましては、精神病に係る特別調整交付金が、制度改正により該当がないとされたことにより大幅な減収となっております。また、介護報酬の改定による保険税への影響を緩和させるための介護従事者処遇改善臨時特例交付金と出産育児一時金の給付額が42万円へ増額改定されたことによる補助金につきましては、それぞれ費目を設けております。

7ページにおきましては、65歳から74歳の人数や医療費構成などに応じて、保険者間で相互負担する前期高齢者交付金として、約3,700万円増の、3億6,847万2,880円の交付を受けております。

次に、歳出であります。11ページの保険給付費の療養諸費では、一般被保険者療養給付費につきまして、対前年度比で12%増加しておりますが、退職者被保険者等医療給付費においては、ほぼ昨年度並みとなっております。

12ページの出産育児一時金におきましては、平成21年10月から平成23年3月までの時限措置として4万円の引き上げを行い、支給額を一件当たり42万円としております。

14ページにかけての特定健康診査等事業費では、平成20年度から始まった特定健康診査の、受診率の目標を35%と設定しておりましたが、新型インフルエンザの流行による院内感染のおそれもあったことから積極的な受診勧奨が行えず、受診率の結果は前年度並みの20.4%となっております。

次に、認定第3号簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

歳入歳出ともに総額5,542万813円でありまして、実質収支もゼロとなっております。昨年度と比較して歳入・歳出ともに3.6%増加しております。

3ページの歳入のうち、料金収入についてであります。給水戸数、有収水量ともに年々減少傾向となっております。使用料収入については、未納者には給水停止執行通知や臨戸徴収や電話催告などを実施していることから、現年分についての徴収率は100%となっております。

4ページの歳出の施設管理費では、昨年とほぼ同様であります。公債費については、平成19年度の補償金免除繰上償還のために発行した起債の元金償還が始まったことにより20.9%増加しております。簡易水道事業については、柳井地域広域水道からの受水により慢性的な水不足

は解消しているものの、この受水費が総経費の41.5%を占めている状況であり、今後においてより一層の経費削減など、経営の安定化を図っていく必要があると考えております。

次に、認定第4号老人医療事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入・歳出総額ともに848万7,453円で、実質収支額はゼロとなるものであります。

医療給付費につきましては、請求遅延分の経理を行うために会計を維持しているところでありますが、平成21年度のほとんどが前年度の財源精算分であり、おおむね老人保健制度での費用精算は終了したものであると思われまます。

次に、認定第5号下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入・歳出総額ともに6億5,635万6,272円であり、実質収支額もゼロとなるものであります。

下水道事業につきましては、20年度に変更認可を実施し、計画目標年次を21年度から27年度に変更をし、計画区域面積を457ヘクタールに変更いたしております。21年度の管渠整備につきましては、平生地区で新湊と沼、宇佐木地区では小和田、西原、大野地区では今井、曾根地区では向井原で実施いたしております。これにより平成21年度末の整備面積は全体では244ヘクタールとなっております。処理区域内人口は7,169人、普及率は54.3%、水洗化世帯率は93.4%となっております。

4ページからの歳入の主な内訳といたしましては、下水道使用料であります。普及率の伸びと下水道使用料改定に伴いまして前年度より4.3%増額となっております。国庫支出金につきましては、20.4%減少いたしており、一般会計繰入金は、前年度より0.8%増加しております。ほぼ前年度並みとなっておりますが、依然として多額な財政負担であることには変わりなく、一般会計を圧迫する大きな要因の一つであります。町債につきましては、ほぼ前年度並みとなっております。

6ページからの歳出の新たなものとしては、下水道管理費におきましては、平成21年度より開始した、上下水道使用料の賦課徴収事務の一元化による使用料徴収事務の負担金であります。

7ページの下水道整備費では、公共下水道事業の実施設計業務と現況平面図作成業務の委託を実施しております。工事請負費は、実施設計業務委託の増加に伴い30%の減少となっております。

公債費では、補償金免除繰上償還の実施により、4.8%増加しております。元利償還金におきましては、引き続き3億円を大きく超えるものとなっております。今後におきましてもこの傾向は続くものと考えられますので、公債費負担適正化計画に沿って公債費の適正な運営に努めたいと考えております。

次に、認定第6号水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入歳出ともに8万7,269円であります。処理場の土地借上料の支出経理のみを本会計で実施いたしております。

次に、認定第7号漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入・歳出ともに7,517万2,190円でありまして、実質収支額もゼロとなるものであります。対前年度比で14.3%増加となっておりますが、この主な要因としては公債費において元金償還金の増加によるものであります。処理区域面積は106ヘクタール、処理区域内世帯数は550戸と前年度と比較して変化はありませんが、水洗化世帯数は355世帯に増加しており、水洗化世帯率は64.5%に向上いたしております。経営の健全化に向けて、漁業集落排水施設使用料の料金改定を公共下水道と合わせて、平成21年8月1日から実施しております。また、汚水流入量の増加に対応した処理施設の維持管理体制が必要となっており、この財源確保のためにも、水洗化率の向上を図り、料金収入の確保が必要不可欠なものであり、普及促進にこれまで以上に積極的に取り組んでいく必要があります。

3ページからの歳入につきましては、使用料の改定の影響と水洗化世帯の増加に伴いまして収納額は10.7%増加いたしております。一般会計からの繰入金につきましては、償還金の増加に伴いまして、前年度対比で15.7%増加しております。また、町債につきましては、資本費平準化債の発行により、対前年度比で48.8%増加をしております。

5ページの歳出につきましては、元金償還金の増加によりまして、14.3%増加いたしております。

続きまして、認定第8号熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入・歳出総額ともに2,579万1,373円となっております。実質収支額もゼロとなるものであります。介護認定審査会は毎週2回を基本として開催しております。総開催回数は78回で、審査判定総件数は2,107件となっております。昨年度と比較して56件減少いたしております。

3ページの歳入につきましては、田布施町と上関町の構成町からの負担金と平生町からの運営費としての繰入金は、それぞれ約11%減少しております。この要因といたしましては、平成20年度に実施いたしました介護認定審査会プログラム改修業務が終了したことによるものであります。

4ページの歳出につきましては、通常の認定審査会運営業務に要する経費を支出しております。平成21年度は、改定された要介護認定が実施されており、全国的に認定が軽度化をされる傾向が見られたことによりまして要介護認定に関するテキストの見直しを実施されるなど、制度運営には特に留意して認定業務に努めております。

続きまして、認定第9号介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額9億9,639万4,189円、歳出総額9億8,475万3,489円、歳入歳出差引額1,164万700円を平成22年度へ繰り越すものであります。介護給付費に係る返還金と追加交付分を加味した実質収支額は458万9,317円になるものであります。高齢者数の増加により、第1号被保険者数は3,930人で1.6%増加をし、そのうち65歳から75歳未満の被保険者

数が1,866人で0.05%減少しておりますが、75歳以上の被保険者は2,064人で3.1%増加しております。また、要介護認定者数は648人で、1.1%減少しております。

5ページの歳入につきましては、第1号被保険者の増加と保険料の改定に伴い、現年度分の介護保険料は4.2%増加しております。国庫負担金の介護給付費負担金につきましては、4.5%増加しております。

7ページの介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は、平成21年度から改定された介護報酬に伴い介護保険料の増加を抑制するために繰り入れたものであります。なお、国庫補助金の介護給付費の財政調整交付金の過少交付による減少分は、介護給付費準備基金からの繰り入れにより補てんを行ったものであります。

9ページの保険給付費につきましては、要介護者に対する給付であります介護サービス等諸費は、全体で5.4%増加しております。介護給付費は、平均的に増加傾向となっておりますが、特に通所介護サービスの利用の増加が顕著であります。介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者数がほぼ前年度並みであることから、給付費についてもほぼ前年度と同額となっております。今後も要介護者は増加していくことが予想されますが、必要とするサービスが必要なときに受けられるよう、サービス提供基盤の整備は今後も行っていかなければなりません。一人でも多くの高齢者の方が自立して元気な長寿社会を送れるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、認定第10号後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。歳入総額1億8,308万3,965円、歳出総額1億8,308万1,653円で歳入歳出差引額2,312円を平成22年度へ繰り越すものであります。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で、歳入総額は1億2,583万528円であり、歳入決算額全体の68.7%を占めており、収納率は99.3%であります。

歳出の主なものは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でありまして、総額で1億6,754万786円となっており、歳出決算額全体の91.5%を占めております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、別冊の平成21年度決算の附属資料及び決算審査意見書を御参考に、御審議を賜りますよう、お願いを申し上げます、決算報告を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。午前10時55分から再開いたします。

午前10時42分休憩

.....
午前10時55分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

日程第34．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第34、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。
まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） では、質問通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、身体障害者生活支援事業についてお伺いをいたします。この最近、町内の身体障害者の方々とお話をする機会が何回かございました。その中でいろいろと要求が出ておりますが、一番多かった生活支援事業についてお伺いをいたします。当町におきましては、平成15年度から実施されている障害者福祉基本計画において施策の方向性を決定をしております。これには福祉のまちづくりを総合的に推進し、障害のある人が外に自由に出入りすることができるよう道路、交通等の環境整備や障害のある人の移動支援について一層充実を図るとしております。今回は生活支援事業の中で、身障者福祉タクシー助成事業に絞ってお伺いをいたします。

第四次平生町行政改革大綱実績書によりますと、集中改革プラン実績では心身障害者福祉タクシー助成事業で、対象者について見てみますと、16年度までには身体障害者手帳1から4級、療育手帳AとB、精神障害者手帳1から3級となっております。助成について見ますと、1年間で割引証24枚となっております。これが17年度からは身体障害者手帳1から3級、療育手帳AとB、精神障害者手帳1から3級となっており、助成では人工透析者が加算をされておりますが、割引証は24枚となっております。私は、生活支援事業について、障害者の社会参加と平等を保障するためには、全国どこの市町村で暮らしていても、利用料の負担を心配しないで、必要なときに必要なサービスが利用できるようにしなければならないと考えております。この近隣の市町の割引証のサービス状況を見てみますと、身障者、障害者福祉タクシー助成では、柳井市、田布施町では48枚となっております。当町においても、先ほど申し上げましたが、障害者の社会参加と平等を保障するためには近隣の市町と同一にすべきと思いますが、町長のお考えをお伺いをいたします。
議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 身体障害者生活支援事業に関して、心身障害者福祉タクシー助成事業について考え方をただすということで質問をいただきました。障害者に対する割引制度でございますけれども、全国的な制度としては障害者手帳を示すことによって料金1割ほど減額をするという制度がこれとはとられているわけですが、このほかに本町としては今お話がありましたように、身体で1級から3級、障害者ですが、それから、療育、精神手帳の所有者に対して初乗り料金、普通車の利用で610円の助成を行っております。障害者が、御指摘のように24枚、人工透析者は48枚ということをやっております。今現実にどうなってるのかということで調べてみたら、この対象者が大体200人弱ぐらいで毎年、今申し上げました対象者190台とか、200名弱の

対象者で推移をいたしております。

そうした中で、交付総枚数を見ますと5,000弱、4,500枚前後です。4,500枚前後で大体交付枚数、毎年総数が推移をしておりますけれども、その利用率が実は50%前後で推移をいたしております。決して利用、使われない方もあるんじゃないか、自家用車があって送迎ができるというのがあるのかもしれませんが、逆におっしゃったように、人工透析のように週に何回とか決まっていかにゃいけん人にとっては、とてもじゃないが、ちょっと足らんというような現状があるんだろうというふうに思います。今近隣の話も出ましたけれども、柳井市あたりも1級から3級やっておりますけれども、これは自動車の減免措置を受けておらんということが条件になっております。それを受けてということになると、適用除外という格好になりますので、いろいろ制限を設けた形で今柳井等についても実施をされておるということでございます。

いずれにしても、御指摘のように、本当に通院をすることで必要な方に少しでも助成が行き届くといえますか、そういう立場から言いますと、もう少し今の現状の実態、どこら辺にそういう半分ぐらいの利用率しかないのか、その辺も少し調査をしまして、本当に必要な形で利用していただけるような助成方法とか回数とか、少し検討していく必要があるなというふうに思っております、御指摘のように、少しでもせつかく助成するわけですから、その成果が上がるようにこれからも検討を重ねていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） では、再質問をさせていただきます。

今町長からいろいろと答弁をいただきましたが、まず21年度決算を見ますと143万円なんですよね。これも今まで言われましたように、車でだれかに連れていってもらおうとか、近所の人をお願いをして、なるべく使わないように努力をされているんじゃないかと思うんですよ。結局これを利用してもらうように町からの通達とか、それとか報道関係でちゃっとしてもらうと、使いやすくなるのではないかと、住民の方々が謙虚に使わないように努力をしておられると、こういうふうに考えるべきじゃないかと思うんですよ。

それと、もう一つは、やはり先ほども町長申し上げられましたが、透析患者の人、これは非常に困っておられます。そういうところでいろいろな、だから、今のただ身障者の枚数24枚だけでなしに透析患者に関しては枚数をふやすとか、いろいろな方向でお考えをお願いをしたいと思います。そこをお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、保育制度についてお伺いをいたします。

まず初めに、子ども・子育て新システムについてお伺いをいたします。現在、国や地方自治体は現行の保育制度を全面的に解体して、新しい制度をつくらうとしております。しかし、この子ども・子育て新システムは、現行の公的保育制度、まず初めに、市町村が保育の実施義務を負うこと、

2点目として、国の最低基準で保育水準を確保すること、3点目に、最低基準を守る財源を税金で保障をすること、この3点の公的責任を放棄しようとする改革だと考えております。現行の公的保育制度では、保護者の仕事などで保育に欠ける状態の子供に保育を実施する義務が市町村にはあります。入所も保育料徴収も市町村が担い、事故の責任も市町村が負います。新システムでは幼稚園と保育所を一体化したこども園が新設をされ、市町村を介さずに自分でこども園を探し、直接契約を結ぶ方式に変わろうとしております。保育料を徴収するのも事故の責任を負うのも個々のこども園になります。市町村は保育の必要量の認定と保育サービスの利用料補助をするだけになります。

また、市町村の保育所整備義務もなくなります。現在では、公立保育所の運営にかかわる財政負担はほぼ自治体が負う形となっております。新システムのねらいは、これは公費の抑制です。公費を抑制して、それは子供のために使うお金を浮かして、他のところに使うという発想ではないかと考えられます。まず初めに、この子ども・子育て新システムについて、町長のお考えをお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 子ども・子育て新システムについて、この制度に対する考え方はいかんということ御質問をいただきました。

今政府が昨年の12月の末に新成長戦略を閣議決定をいたしまして、その中に幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革の検討を進めるということが入っておりまして、その検討会議で検討が進められて、この6月に子ども・子育て新システム基本制度案要綱が公表されております。これを今から23年に通常国会、来年通常国会に本案を提出をして、平成25年度から新制度の施行を目指しておるとというのが今の国のスタンスだと理解をいたしております。

そこで、今子ども・子育て新システムの基本制度案の要綱でございますが、基本設計として市町村が子供の育ち、子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村が制度を実施をして、国と県がこれを支えるという仕組みにすると、事業ごとに今所管や制度、財源、それぞれ厚労省から文科省まで含めてそうですが、子ども・子育て支援対策が分かれていますから、それを再編して幼保一体化を含めて、制度、財源、給付について包括的、一元的な制度を構築すると、これが大きなねらいで、実施主体は市町村、財源を一本化して、市町村に対して子ども・子育て包括交付金（仮称）ということですが、そういうものを導入していくというような全体で包括して対応していくという考え方がここには出ております。ある意味市町村がそれぞれ重視をされるというのは、これは大事なことだというふうに思っておりますし、推進体制なり、財源をしっかりと確保していくというのはこれはまた我々にとっても大事なことです。

今保育のニーズというか、中身を考えたときに我々とすれば、今回のこの打ち出し方については、一元化についてこれは我々も地域の実情を踏まえた対応というのはやっていかなきゃいけないと思

いますし、国においても、特に最近いろいろ見ても、都市部は確かに保育所が足りない、待機児童が何ぼうとかこう書いてあるんですが、こっちはだんだん少子化で園児が少なくなってきておるといふようなところで、同しような都市の感覚で待機児童に対する、あるいは保育所サービス等を考えていくという発想ではなしに地域のしっかりした実情を踏まえた財源的な措置を含めて考えてほしいと、これは我々の立場だといふふうに思っておりますし、そのことについては、まだ今からどういふふうに具体的に制度設計がされていくのか、十分把握し切れておりませんが、この辺の国の動向を見ながら、我々としても、またいろんな全国町村会等もございまして、しっかりそういった場を通じながら要望していきたいといふふうに思っております。この御指摘のように、保育の質が高まっていくように我々としても努力をしていかなきゃいけないといふふうに思っておりますので、いろんな考え方、見方は今あるんだろうと思いますが、ぜひ評価できるところは評価をしながら、我々が持つ懸念材料は払拭していけるようにこれからも、まだ今から具体的な制度設計、少し動向を注視をしながら対応していきたいといふふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） では、再質問をさせていただきます。

先ほど町長も行政報告で、保育園の民営化についても言われましたが、その民営化についてお伺いをいたします。先ほども申し上げましたが、民営化するということは、当町が子供の保育の義務を早く言ったら放棄することになります。また、現在の少子化の中で、子供は宝とか、将来を担う宝であると多くの皆さんが言われます。もし、当町がそういう考えを持っておられるなら、公的保育制度を残すべきだと私は考えております。安易に民営化をすべきではないと思います。

次に、保育園のあり方検討会において、いろいろな意見が出たように聞きました。その中で、サービスが同じであれば、公でも民間でもいいという意見があったように聞きました。全体的に考えてみますと、必ず民営化するということはサービスの低下につながります。私は保育の実施義務をなくし、保育を市場任せにするという現行の公的保育制度を解体をしてはならないと思っております。この辺について町長のお考えがあれば、よろしくお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 平生町においても、今先般来、御報告も申し上げますように、保育園のあり方に関する検討をずっと続けてきております。まず最初の段階は、本町においては第一弾として、平成11年から2年にかけて検討をやりまして、今の当時の大野保育園を廃止をして、曽根に統合して公設民営という格好で、今のつばさ保育園を開園いただいたという経緯があります。

そして、今まさに第二弾として、庁内会議を開催をしながら、今回は、特にまたそれぞれ各保育園の保護者代表の方々の意見も十分配慮しなきゃいけないということで、民間の10名の方々にも参加をいただいて検討を進めてきたと、そして、きょうも朝、先ほど提案の中でも若干触れました

けれども、保護者にとっても保育サービスの面で選択の幅が広がった、あるいは保育のニーズに対して柔軟に対応していただいているというようなことで、民間保育園のいってみれば評価が非常に皆さんの中からも一定の評価がされておるということを踏まえて、今回の町としてもそういういろんな動向についても、これからの動向等も踏まえて、いろんな資料を出しながら、その中で皆さんと検討してきて、きょうも報告をしましたように、平生保育園と宇佐木保育園の2園を廃止をして、民間の力で、新たな場所に民設民営の方向でこれから検討していくと、佐賀保育園については立地条件等からも現状のとおりとするけれども、いろんな少子化の影響、園舎の老朽化等の課題もありますから、この点についてはこれからも検討していくというこの今の基本的な考え方を町としても今持っておるわけございまして、御指摘のように、民営化したら即サービスが低下をするということには、すぐ直接つながるといふふうには私は今判断をいたしておりません。いろんな運営上の制約があるということも承知をいたしておりますけれども、できるだけ町としてもそういった子育て支援を、子供たちを支援をしていくというのは我々の一つの大きな果たしていかなくちゃいけない責任という気持ちは、これは町政の基本になっているわけでありますから、十分こういった保育がこれからはしっかりした中身になっていくように、町としても十分努力をしていかなければいけないというふうに思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） サービスの点について申し上げますと、私は全体的に見てサービスが下がると、こういうふうに申し上げたつもりです。保育所を考えますと、保育所の運営費は約8割以上が人件費と言われております。公立保育園を民営化すれば、保育士の労働条件を低くしなければ足らないと考えられます。そうしなければ、企業自体が成り立たないわけです。皆さんも、これは町長も御存じと思いますが、昨年の例の事業仕分けで、保育士の賃金の低さが問題になっております。問題になって、この改善が課題になっているところでございます。このことも考えて民営化に進むと考えておられるのでしょうか、その辺も最後の質問としてお願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

御指摘のように、保育所の運営費の人件費が占める割合というのは極めて高いことも十分承知をいたしておりますし、そうした中で、事業者におかれてはぎりぎりの運営をされているというふうな受けとめております。できるだけ今後のあり方等を考えた場合も、そうした保育士の処遇の低下につながるような対応をしてもらえという判断を町としてもできるのであれば、そういう形でやっていただくように、恐らく民営化をしていく段階ではそういうことになるだろうというふうに思っております。十分そこら辺について配慮しながら、町としても対応をしていきたいというふうに考えております。

.....
議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） それでは、質問をさせていただきます。

まず、第四次平生総合計画について2点お伺いいたします。まず1点目は、どこのまちでもまちの活性化を求めて、あるいは未来への生き残りをかけて、自治体ではそれぞれにまちづくりに工夫しております。平生町においても第四次総合計画を策定途中ではありますが、将来像の実現に向けた総合計画を実施していくためには財政の健全性を確保し、いかに政策的な経費を生み出すかがかぎとなると思います。総合計画を確実に実行するための財源はどのように確保されるのか、お伺いいたします。

また、2点目は、雇用対策についてですが、現在のような経済不況の中で、町内に企業誘致による雇用の場の確保は至難なことであり、町自体が働く場をつくるといった視点も必要であると考えます。先般私も総務厚生常任委員会で行政視察を行った大分県豊後高田市の落地区では、集落営農組合を法人化し、その法人が中心となって農産加工直売所や体験交流施設の運営、また、むらの自治ともかわりを持ち、町内外で開催されるイベントにも積極的に参加し、直売活動や専用の大なべで特産品の「ぶんご合鴨鍋」を振る舞ったり、むら全体が生き生きと生産活動を行っている実態を研修してまいりました。この地区では、そのような活動の結果、Uターン家族がふえ、現在では7家族24人と、人口もここ数年減少していないということでした。このように行政自体が積極的に働く場の確保対策を行ったことにより、町に活力が生まれていると思います。このような成功例を参考に平生町としても、行政自体が働く場の確保をするための施策を講ずることについてはいかがお考えか、お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 第四次総合計画に関連をいたしまして、一つは、財源の確保ということでございます。御指摘のように、これから第四次総合計画におけるいろんな事業をこれから実施をする上で、財源の裏づけというのは当然御指摘のように、必要になってまいります。

したがって、今我々とすれば、先般来申しておりますように総合計画のいってみれば10年ありますが、前期の5年間、平成23年度から27年度まで、この期間における今の経済動向なり、あるいは国の財政対策なり、あるいは本町における財源確保の現状等々を踏まえ、そして、いろんな税制の改正に伴う国の動向等もでございます。

それから、本町における取り組みで、いろんな固定資産税等の増加が見込める部分含めて、この5年間の財政計画を今策定をするという方向で、今作業を進めております。その財源的な裏づけをしっかりとしながら、この基本的な計画について策定をしていくということになるとういうふうに思っております。我々としても引き続き自主財源である町税を中心に、今いろいろ町税そのものに

については御承知のように、今回も9月補正で若干の減額をしながら、固定資産税は逆にプラスになっていくというような流れ、そういうものも十分踏まえながら、これから老人保健施設の開設に伴う法人税から固定資産税の課税分、あるいはたばこ税の税率の動向、それから、本町における、いわゆる独自の自主財源の確保努力、こういったことを勘案をしながら、これからの基本的な財政計画の枠組みをつくっていきたいと、それをもとに計画を進めていくということで、財源対策を考えておるところであります。

それから、豊後高田の例を引かれて、雇用について町として積極的に対応してはいかかと、これ多分にまちづくりの関係とリンクをしてくるわけでありまして、町としてぜひこういった地域でのまさに地域の活力といいますか、そういう潜在力をどう引き出していくのかと、こういう観点からも我々としても地域の力発揮事業というのをやってきました。これはこの四、五年の間に27件ぐらいたしか採択をさせていただきました。それぞれ地域の自主的な主体的な発案によってこういうものをやっつけていこうということで、それに対して行政が支援をしていくということでございまして、こういう取り組みをベースにして、今から我々はまちづくり基本計画、基本条例、こういうものをつくっていきます。地域づくりの上で、ぜひそういった地域の方々が本当に生き生きと活動していけるような状況を確認していくと、そのことが一つの雇用につながっていけば、結果的に大変ありがたいなというふうに思っておりまして、いろんな地域のそういった意味ではリーダーを含めてしっかり確保をしていくと、我々もそういう努力をしていくというのはやっていかなきゃならないし、また同時に、今町内に存在をする地場の企業の方々含めてこういった情報交換、連絡をしっかりと取り合いながら、そこでの雇用のすそ野を広げていく努力、また、我々ができる支援というものもやっつけていながら、この地域の活力につながっていけばというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） 第四次平生町総合計画のときには、計画ばかりが過大にならず、実現可能性を重視した計画を立てられるように要望いたします。また、雇用についても、平生町の人口推計値では、平成26年には1万3,000人を割り込み1万2,800人と、高齢化率では30%から34%と超高齢化が進んでいくものと推計をしておられますが、生産年齢人口も減少し、地元で生活できる雇用の場が確保されなければ、町の活力も失われていくと思います。ぜひ早急に施策をされる必要がありますので、こちらも要望いたします。

また、次の2番目の質問に入らせていただきます。今と多少関連はあるのですが、地域の人材育成についてお伺いいたします。地域振興には、地域の特性に応じた創造的な施策の展開が重要であり、アイデアと実行力のある地域リーダーを育成し、その活動を支え、活用していくための環境づくりは大切と思われませんが、町長の考えをお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 地域の人材育成について、先ほどの質問とも関連をしますけれども、地域振興には地域の特性に応じた創造的な施策の展開が必要であり、アイデアと実行力のある地域リーダーを育成して、それを支えていくための環境づくりが大事だと、全く同感であります。本当にそのように地域のリーダーというのは、まさにまちづくりは人づくり、地域のリーダーが生き生きと活動することによって、それぞれ地域のまた新しい地平が連帯感と皆さんの協働のまちづくりが進んでいくんだというふうに思っております、リーダーの養成についてはしっかり我々もこれからの大事な課題として位置づけていきたいと思っております。特に、後ほどまた申し上げるかと思えますし、また、これからの大きな我々のテーマでもあります、平生町のまちづくり基本条例の制定をして、地域のいわゆるコミュニティの活力を生かしていく方向づけをしていこうという場合に、当然そこでは地域のリーダーというものが不可欠になってまいります。全体のいろんな活動をしていく場合のリーダー、あるいはまたいろんなアイデアを出していただくリーダー、こういったそれぞれの分野で持てる力、女性もあろうし、団塊の世代の方もあろうし、しっかり地域でこれから活動していけるような方々を我々が引き出していけるように努力をしていきたい。ついては、このまちづくりの条例と歩調を合わせながらこれからリーダー養成の研修のようなことを、市民講座等もいろいろつくられてやっておられるところもありますけれども、本町においてそうしたリーダー育成に向けたこれからの講座、あるいは研修、こういうものも検討していきたいというふうに思っております、御指摘のように、リーダーの存在というのはまちづくりと不可欠だという認識を持っておりますので、大事な観点として取り組みを進めていきたいというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） 今の育成、養成講座の件がありますが、やる気のある人を育てるのは有意義であると考えますが、リーダー養成講座の開設をぜひ早急に、例えば、自然と環境、歴史と文化、福祉と健康、産業と観光の4講座ぐらいを分けて開き、1年間学んでいただいて、2年目は興味を持った分野について各自で研究してもらうというような方法で進められていかれたらいいかと思いますが、こういう講座はいかがお考えでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 大変前向きな御提言をいただきましてありがとうございます。十分参考にしながら、どういう講座の内容にしていったらいい、どういう方々を対象にしながら、どういう内容で回数を含めて持っていくか、できるだけ地域の活動に生かしていけるような、人材につながっていくようなあり方をしっかり検討して対応していきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） ぜひ今の件はよろしくお願いたします。

それでは次に、図書館の充実についてお伺いいたします。町民に読書の機会をふやし、生涯学習

の場として大変必要なものと思いますが、図書館のあり方については、平成13年に公立図書館の設置及び運営の基準が示されております。この基準の中に、「住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。」とあります。既に近隣の田布施町、柳井市、光市、和木町では、図書館のホームページを設置しており、図書館の利用案内や蔵書検索システムのほか参考資料や情報の提供が整備されています。本町も利用しやすい図書館とするため、また、情報化時代に対応するためにおいて取り組みはいかがかお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

議員さんおっしゃいますように、やはり図書館というのは生涯学習にとって必要な情報収集の場であったり、また、気軽に活用できて楽しく学べるというような意味合い、性格も持たなければいけないと、そういう施設であるというふうに認識は同じであろうと思います。情報発信ということで御質問ございましたけど、確かに今の電子機器等を使った情報発信についてはいささか近隣に比べると、遅れをとってるといのは否めない事実であるというふうに思っております。新着の図書案内とかにつきましては、まだ広報紙の段階でのペーパーでの情報提供ということでございますので、ここについては早急に改善を重ねていきたいという認識ではございます。

ただ、これまでもいろんな形で、図書館の充実については考えてきております。一つ一つ申し上げるわけにもまいりませんが、図書館に入られておわかりだろうと思いますが、児童図書については、平生町の図書館というのは本当に充実しておるという形で、玄関入って左側のフロアについては本当児童図書であふれております。こういった子供のときから読書に親しむという形で、子供たちのこれからの成長に向けた一助になればというところでございますので、こういった利点は生かしながら努めてまいりたいと思いますし、情報発信についても、おっしゃったように早急にできるところから始めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） 今の整備もあれですが、現在、町の図書館には児童は行かれておられるかわかりませんが、大人の方は閲覧スペースが狭く、採光や照明も暗く、古本特有のにおいのため、利用していないという人の声もあります。利用者に応じた蔵書の整備や施設整備も求められています。今後地域の状況を踏まえ、また、利用者の声を十分反映した図書館運営をお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、通告いたしました平生町育英基金について質問をいた

します。保護者の死亡や失業、病気、事故などにより家計が厳しく、進学に困ったときには日本学生支援機構奨学金を初め、県や市町村の奨学金制度が頼りになります。平生町では、育英基金の運営及び収支会計の状況報告では貸付年度は昭和32年度から始まっており、現在、償還状況は償還予定者数33人に対して実質32人で、1人返してない人がいます。また、その実質32人の中に2人は、まだ一部返却が済んでないということでございます。また、利用した人はこれまで249人ですが、ここ数年はゼロから1人か2人、16年には1人、17年には2人、18年、19年はゼロ、20年、21年に1人ずつ借りてるといふ、こういった実績でございます。この実績をもとに長期展望に立つての問題点や課題点をお答えください。

次に、条例について質問いたします。平生町育英基本条例は、現在の条例になったのは昭和39年です。目的としては、「向上心に富み、優秀な学生生徒であって、経済的理由により就学困難な者に対し、学資を貸し付け、もって将来郷土の発展のために重要な人材を育成する」となっております。この条例ができて40数年たちます。その間、社会を取り巻く情勢が大きく変動しております。条例や施行規則の見直しはどのようにされているのか、まず質問いたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 平生町育英基金についての御質問でございます。

貸し付けの現状について、るる説明がございましたので、詳しくは申し上げませんが、御指摘のとおり、貸し付けの人数については非常に少ないといえれば少ない、1人、2人という現状でございますから、そういったことについてはいろいろ審議会でも御指摘をいただいておりますし、私どももPRに努めておるところでございます。

しかしながら、国、あるいはまた県の同じ制度がございますので、そちらのほうの利用ということもあるということで、町の育英基金制度についてはどうしても時期的に最後の段階での考え方になっておるんじゃないかなというふうに思っておりますので、この貸し付けの時期を早くしたらどうかというような御意見もございますが、どちらにいたしましても、問題点というのは当然3,000万円の基金を抱えておりながら、また、現行運用資金としては決算資料にもございますように1,900万円という多額の運用資金を抱えながら、それが十分に反映されてない、利用されてないということが大きな課題であろうと思っておりますし、抜本的にこのあたりのことを考えていかなきゃいけない問題じゃないかなというふうに認識をいたしております。

条例や施行規則につきましては、現条例については昭和39年に設置されたものでございます。当然それ以前にもございましたけど、39年に見直しをされて、現在の条例、規則があるというものでございますが、当初の基金総額は500万円でスタートしたというふうな資料でございます。貸付額も年々増額を重ねて、現在の高校が1万2,000円、大学が4万円という形で、これまで高校については6回程度、大学についても5回程度の金額の改定をしてきて、現状に沿った金額にな

っておるといふうには認識いたしておりますけど、東京、あるいは関西等の私立大学への進学ということになりますと、生活費も含めればこの金額では当然不足をしており、国とか県のより金額の多いものにそれぞれの家庭では貸し付けということを考えていらっしゃる、そういう状況の中で条例、規則について39年につくったものでございますから、中には規則改正、あるいは条例改正をしてない部分もありますように、現状に適していないとまでは言いませんが、古い表現がそのまま残っておりという認識はございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 現状、本当に借りの方が少ないということは、そのほかに制度があるから、そちらのほうが有利だからということもあります。今期限のことを言われましたけど、確かに4月では借りれるか借りれないかを考えると、もう遅いといいましょうか、もっと早く前倒しをしてほしいというような意見も聞いております。そういった前倒しができるような制度も各いるんな国とか県とか、民間の制度は持っております。

そういった中で、今基金がこれだけあるのが有効に利用されてるだろうかというお話もございました。本当にこの眠ってる基金をどう使うか、今町のほうも財政的に苦しい、そういった中で、この資金を眠らせておいていいのかという理論もあると思います。特に、この制度はほかの民間で、それから、国、県、その他のものがございますので、これを皆さんもっと別の使い方をするというか、今、例えば、学校のほうをするときに大田教育基金を廃止したように、こういった休止も考えて今からやられるということも視野に入れられたらどうかと思います。せっかく2,000万円ぐらいございますので、今から学校も次のもの、また、耐震化の話もございますので、お金の要ることはたくさんあります。有効に使うためにはそういったことも考えられたらと思います。

そして、万が一これをこのまま続けていくとすれば、今規約の話がありましたけれど、例えば、平生町育英基金条例の規約第6条、基金の貸付対象者として、「基金は、平生町に1年以上居住し、次の各号に該当する者に貸し付ける」とあって、1「高等学校又はこれと同程度の学校の生徒若しくは大学又はこれと同程度の学校の学生」、2番「学資の支出が困難である者」、3番「身体強健で学業優秀な者」、4番「品行方正で志操堅実な者」、（笑声）5番「その他特に基金の貸し付けを必要と認められる事情のある者」、今ちょっと笑声が出ましたけれど、「身体強健で学業優秀な者」、「品行方正で志操堅実な者」、このあたりが私もひっかかります。これは校長の判断になるのか、判断基準はどうなっているのかとは思いますが、例えば、病弱な方でも一生懸命勉強したいという思いのある方が、この項でひっかかるのかどうか、この項は余り見てないとおっしゃるのでしたら、ここは変えていくべきかなという思いと、それから、施行規則ですけれど、この中に、「償還金を納期内に納付しないときは、年14.6%の割合による違約金を徴収することができる」とあります。これは税金などの滞納に係る延滞金と一緒に金額にしてらっしゃるんでしょう

けれど、14.6%というパーセンテージにしてらっしゃるんでしょうけれど、調べてみると、7%から10%ぐらいの延滞金にしてるところが多ゆうございます。そのあたりも現実的に返せない人が14.6%返せと言われたら、またどうなのかというところもございますので、そのあたりも考えられたらというのと、それから、先ほども言いましたけれど、返されない方、今全国的に非常にふえております。

こういった経済情勢というのもあるかもしれませんが、モラルハザードといいますが、公金は返さなくてもいいような不届きなことを考えてるやからがふえてるというふうな新聞の報道もございます。これは借りるときに自覚がない、親が借りてくれて、親が全部手続をして、本人は借りた記憶がないといひましようか、借りた自覚がないということも非常にそれが大きな理由の一つでもあるのではないだろうかというお話もございます。奨学金を貸すときに、例えば、高校なら作文を書いてもらうとか、大学行くぐらいなら自分で手続はできますから、原則自分でやってもらう、もしくは審査のときに来てもらうというか、面接まで考えるというのも一つの手段だと思ひます。これからの情勢を考えると、今平生町一人とか、もう二人、全部返してらっしゃらない方がいらっしやいますので、少ないからもういいと言われればそうなんでしょうけれど、少ないとはいへあるし、これからふえるという状況にもあると。

この質問をするためにいろんな方に他の市町村の担当者なんかには話を聞くと、返してもらってないので、その人を追っかけるために県外まで出張したり、時間外に家庭を訪ねたり、あと延滞料の計算とか、そういった審査とか、とても大変で費用対効果を考えたら、これはどうねというようなお話も聞いております。そういったことも考えられるので、休止も含めた、本当に職員の労力をもっと教育行政のほうへ持っていったほうが効果的ではないか、今平生町はそうじゃないかもしれませんが、でも、それは大いに考えられることですので、そのあたりのことも含めて教育長はどういうふうにお考えでしょうか、お願いいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） いろいろ御指摘をいただきました。ちょっと順番不同になりますけど、それぞれお答えをしていきたいと思ひております。

確かに条例上の対象者の規定につきましてはおっしゃるとおり、昭和39年にできたものでございますから、当時の環境といひますか、考え方といひますか、そういったもので、本当に役所言葉というか、かたい表現になっておるといふふうに思ひております。これが国とか県とかというところでの対象者の説明としては、「向学心に富み、有能な素質を有する」とか、「優れた学生及び生徒である」とか、「意欲と能力のある学生」とか、こういった表現がなされておりますから、今風に考えれば、そういう形での改正も必要なんじゃなからうかなというふうに議員さんの御指摘を十二分に受けとめて考えてまいりたいというふうに思ひます。

それから、延滞金の14.6%、これはあくまでも町税の規定、地方税法等の規定に基づいて規定をいたしております。近隣市町を調べてみますと、おっしゃるとおり7%であったり10%であったり、また、同じような金額であったり、まちまちでございます。こういう高いところに線を引いておくということが実際どうなのか、滞納の抑止力につながるという考え方もございますでしょうから、この点については、本当にどういう数値を規定するのがいいのかというのは状況判断をさせていただければというふうにも考えます。

それから、育英基金の手續等に当たって高校生については作文を書かせたらどうか、あるいはまた大学生であれば本人に手續をさせたらどうかということにつきましては、今年の5月に行いました育英基金の審議会においても、かなりそれ相応の御意見、御指摘をいただきました。本当に本人が借りてると意識を持たせたらどうかということについては、どうしても保護者の方の手續等での来庁、来局でありましたから、本人と面接をする、話を聞くということも数少ないという状況でもありましたので、23年度の貸し付け等については、そのあたりは改善をしていきたいというふうにご考えておるところでございます。

どちらにいたしましても、1人や2人のためにこの制度を存続させることがいかなるものか、休止、廃止もという御意見だったと思いますが、そうはいつでも1人、2人のためにこの制度が必要ということも考えられますので、本当に悩ましいことであろうと思いますし、私自身も悩むところでございます。確かに廃止することによって3,000万円の埋蔵金とまでは言いませんけど、活用できる財源というものが目の前にあるということは本当にこれからの教育行政、教育に対して3,000万円の投資ができるというふうに私自身考えておりますので、そういったことも視野には入れておきたいと思いますが、この育英基金そのものは町長部局、町のほうででき上がった制度というふうに認識をしております。教育委員会のほうへ事務委任という形で、我々のほうが今事務執行しておりますので、当然町長の意向、考え方も協議しながら、この制度をいかに存続か中止か廃止か、いろいろ選択肢はあろうと思いますが、町民に理解していただけるような選択となるように今後考えていければというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 先ほども言いましたように、奨学金の貸付金を日本学生支援機構やら国やら県のもの、交通遺児育英会やあしなが育英会、国民生活金融公庫、雇用・能力開発機構など各種の民間団体もありますし、大学も持ってます。各銀行の教育ローンなどもありますので、その1人のためにというその1人、先ほど言いましたように町の制度は結構難しいというか、日にちが随分後であったり、金額も4万円ぐらいだったり、本当にこれでないとしてもいけない人がいるかどうか、それに代替する制度が今言ったようにたくさんありますので、そちらに移行しても私はいいいんじゃないかと思ったり、反対に家計の急変で進学、進級が危ぶまれてるときにこう

いった奨学金制度があるんだよという、あきらめないでいいよという、そういった情報提供を平生町としてしていくということも考えられたらと思います。

家計の逼迫状況で、自分は進学できないのだと、早々に進学をあきらめてしまうような子供が出ないようにすること、それが一番の目的だと思いますので、それを目的とするならば、平生町の基金でなくても、ほかにもっと進んだいい利息も低い、もっとたくさん借りれるは、前倒して借りるところがあるはというようないろんなものがございまして、その情報を皆さんにお伝えして、その必要な人にお伝えするというところに重点を置いて、基金はいろんな全般的な教育行政に対してもっと必要なところに使っていくといいますが、1人を軽んじるんじゃなくて、もっと効果的な使い方というものも考えられると思いますので、情報をまず発信していく、今まではそういった情報の発信をしてらっしゃるかどうか、学校側ともそういったところは協議しないといけないと思うんですよね、奨学金は学校とのやりとりでございますから。きちんと自分が返さんといけんというふうに自分でやらせるというふうに先ほど言いましたけれど、それは十分自分で、大学行くくらいの子はできますので、早い時期に大学が決まった子なんかは面接、じゃぎりぎりの子は面接をどうするかということになると、レポートかなというような、そういった柔軟な対応をされてもよろしいんじゃないかなと思いますが、その点についてどうお考えでしょうか。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 確かに情報提供、情報発信ということについては、当然学校のほうにはこういう制度ありますという話はさせていただいておりますが、広報紙に1回募集を載せるというような状況でございますので、十分であるという思いはしておりません。当然借りてもらうためにはもっともっと、最近大学等については内定、合格というのが早くなっておりますから、11月、12月、このあたりからの情報発信ということも必要であろうかなというふうにも思います。手続等についても、やはり改善はしていこうと、させていただきたいというふうにも思っておりますので、ただ、国とか県とか民間とかいう制度についての情報提供もあわせて一緒にやりたいと思いますし、ただ、国等においては無利子から有利子へのウエートが非常に大きくなっておる現状がございまして、当然滞納すれば延滞金等もかさんで、借りた額の倍ぐらいになった、その返済ができないという現状も情報として聞いておりますように、やはり無利子の制度があることが利用者にとっては非常にありがたい制度であろうと思いますので、そこらあたりの判断というのは非常に難しいかと思いますが、お時間をいただいて考えていきたいなというふうにも思います。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、次の私の質問、職員の能力育成についてでございます。

役場には独特の雰囲気があり、気軽に入れる人は少ないことと思います。福祉関係の相談や手続、税金などの相談、転入転出などの異動届や証明書の請求などに訪れるひとり親家庭や障害者、生活困窮者などの方にとっては特に敷居が高いものです。そういった人に配慮された接遇訓練や研修はなされているのか、まずお尋ねいたします。

また、そういった配慮面とともに、正確な情報を丁寧に説明する能力も求められていると思います。役場に行ったものの専門用語を使つての説明で、よく理解できず、途方に暮れたとか、間違つた情報をもらい、嫌な思いをしたとか、適正な情報をもらえないで、何度も足を運んでいったなどということ聞きます。特に、福祉や税金関係は制度変更が頻繁にあつたり、複雑な手続が必要だったりします。

そうした状況の中で、職員の方のほうも職種を異動されたり、それから、新人の方たちは大変な思いをされていると思います。仕事内容の適切な引き継ぎはされているのでしょうか、どういったシステムになっているのでしょうか。以上、配慮の必要な人への対応について考慮されているか。そして、課の異動や新規採用者に仕事内容を的確に伝えるようなシステムはつくられているのか、2つお尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 職員の能力養成に関連をして2点、ひとり親家庭や障害者、生活困窮者など役場に行くには心理的に難しい状況があるが、その対応はどうか、特に福祉関係とか、税の関係は専門的な用語も多いし、なかなか理解してもらっているかどうかわからないというようなことでございました。この点についての対応はどうかということでございます。

今御指摘をいただきましたように、ひとり親家庭とか障害者とか生活困窮者とか言われるそういうこと以前に、町民の方々にとって役場が敷居が高いというようなことがあつてはならんと思ひますし、別にそういう家庭の方々だけに対応を丁寧にしろとか、そういう以前の問題で、やっぱり来られる方にはすべて、若い人からお年寄りまで含めてそれぞれ丁寧な対応ができるようにと、これは接遇の一番基本であります。きょうはたまたま最近の新人で職員で入つた、きょう研修を兼ねて、きょうは後ろで、今傍聴席できょう出席をさせていただいておりますが、ここにいる課長含めて、私は課長がまず率先をして、そういう姿勢を示すべきだと、そのことは常に課長会議含めて指摘をさせていただいておりまして、まずこういう接遇対応、その前にきちとまずあいさつがしっかりできるようにということを今強く申し述べているところです。

具体的な研修等については、適時適切職員研修やっておりますし、また、外部から講師を招いて

の研修等々含めてやっております。そしてまた、これからもその対応はやっていきたいと考えておりますし、特にまた新人の場合は今から、これはセミナーパークでの新人研修とか、いろいろカリキュラムが組まれておりまして、それぞれ新人は新人としてのまた研修が予定をされております。しっかりいろんな分野、配属された分野だけではなくに全般を勉強しながら、自分の置かれている部署、立ち位置をしっかりと見きわめながら勉強していくということが今実際に求められておりますし、指導がされておるといことであります。

さらに、現職といいますが、今までの町の職員については、異動等につきましては引き継ぎ書という形で、しっかり異動がある場合はそこでの事務に支障が生じないようにそこら辺、総務課長においても、各課長にそれぞれ具体的な異動の際にはしっかり引き継ぎ書を継いでいくようにということの指示をそのたびに出させているという状況であります。ということで指導しておりますが、なかなかまだ本当に十分に町民の皆さんにそのところが伝わっていない対応があったり、あるいはまた実際に引き継ぎがなきゃいけないことが、いわゆる本当に初歩的な部分であっても大事なミスがあったりというようなことがいろいろ発生をいたしております。事あるごとに私も指摘をしておりますけれども、十分そこら辺については繰り返し徹底をさせていかなければいけないというふうに考えておるところであります。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） もちろん、すべての方に対して丁寧な対応は努めるべきだ、それは大前提です。ただ、先週金曜日に大島のほうに人権教育指導者研修会行ってまいりました。講師は目の御不自由な竹内さんとおっしゃる方でした。この方がおっしゃるのには、「目が見えないという障害を抱えていてつらい。でも、それ以上に障害をつらいものにするのが他の人の対応だ」ということをおっしゃってました。私も要約筆記とか、いろいろ障害者にかかわるような仕事もしておりますけれど、普通の方以上にいろんな注意が必要です。DVにしる、うつ相談にしる、きちんとした正しい知識が必要です。それを持たないと、やっぱりきちんとした対応はできない。いろんな特徴がありますから、普通の人に対してこう思っても、そういった方に違って聞こえるという、障害の特性によって違って聞こえるということがまますので、そういったように、例えば、この前の人権の研修に行ったら教育委員会のほうが行っておりますので、そういった人たちを講師に話を皆さんに伝えるとか、レポートを出されるとか、そういったように皆さんに周知徹底をしていただくようなシステムになってるんだとは思ってますよ。

去年、平生町職員研修規程というのを21年の10月の1日につくってらっしゃいます。とても何というんですか、いい行き届いたもので、「研修は、職務の遂行に必要な知識、技能等を習得させることで、職員個人の能力発揮と意欲の向上を図り、住民全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成に努め、町行政の民主的かつ能率的な運営に資することを基本方針とする」というとてもいい

規程ができております。1年たって、このあたりのことがきちんとこの規程のようになっているか、職員が講師を務めることとか、研修記録をきちんと保管するとかいう項もございますし、自己研修はどうだ、職場研修はどうだ、職場外研修はどうだという項もかなりいいものになってますので、この規程がきちんと運用されてるかどうかと、先ほど課長が率先してというお話がございました。窓口に対応するのは、どうしても新人も窓口で対応するようなこともございますから、そういったときには、例えば、2人対応にするなり、課長なり、管理職クラスの人がちょっと目配りをする、ちょっと難しいなと思ったら、しっかりフォローに入るといことも大事でしょうし、あと町長のほうからあいさつ、本当基本はあいさつだと思います。皆さん忙しそうに机に着いて何かしてらっしゃるわけなんですけれど、町民の方が来られたら、皆さん用事があるので来てるわけですから、顔を上げてどなたかがいらっしゃいますなり、おはようございますなり、こんにちはなり、声をかけられて、そのときにほかの皆さんもちょっと視線を向けるとか、そういった基本的なことをしていく、そこがされているかどうかという問題で、本当に町長さんがおっしゃるように、あいさつは基本中の基本だと思います。

あと基本中の基本で、クレームの処理でございます。来たくないのに来て、いろいろやって、うまくいかんかった方にはクレームになりやすいです。そのクレームになった場合の処理の仕方、これがとても大事になってまいります。そのクレームをみんなが共有する、人のことじゃない、自分のことだとしっかりとらえて、クレームを処理していく、それを文書として残してらっしゃるんじゃないかと思うんですけれど、そのあたりのこともお伺いしたいと思います。そのときはそれで済んでても、1年後に去年言われたことで来たんじゃないけど、違うちょっとしたかというような、法令が変わったりすることもあるんですけれど、解釈が違うこともある、そういったクレームも聞いておりますので、そういった際にどう対応するか、そのあたりもお伺いしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず、規程の運用でございますが、できるだけ運用については気をつけながら、実際に実践ができるようにいろんな機会をつかまえて、私のほうからも今機会あるごとに皆さんに啓発を続けておりますので、十分規程の趣旨に沿っていけるようにこれからも努力をしていきたいと思っております。

それから、課長の対応についても、今ありましたようにしっかりチームとして機能するようにそれぞれの連携、課の中の情報の共有、こういうことも一番大事でありますし、来客があった場合は、今職員は往々にして最近パソコンばかり見とるといような状況がありますから、そういった意味では、しっかり日ごろからのコミュニケーションがとれるような配慮をなさいよといようなことが一つ、それから、いろいろ来られたときには、一番課長の席だけは反対向いちよるわけですから、住民の来られたほうに向いてるから、まずあなた方がきちっと気がつかない、し

たがって、その場合は率先をして対応するようにと、職員がしっかりフォローできるように、そこら辺はしっかり示してほしいということも今申し上げて、とにかく明るい、気持ちのよい職場をつくろうと、役場行ったら気持ちがよかったと言えるような状況にしようじゃないかということは今繰り返し繰り返し私のほうからも述べております。相談者のさっきありました障害のある方、ない方、それから、高齢者の方、車いすで来られた方、いろんな方が、来庁者の立場に立って、ソフトな対応をしていく、それぞれに対応する心構えというものをしっかり持って、これからも対応していくように十分指導していきたいというふうに思っております。

それから、情報の共有につきましても、今班編成にして、班でできるだけ力を合わせてやるようにと、だれか1人おらんと、全然仕事が機能できない、わからんというようなことがないように職場のフラット化についても取り組んでまいりました。その辺での情報の共有をしながら対応していくということも順次徹底をしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） トップの姿勢、町長の姿勢がしっかりみんなに伝わっていくと思います。今12年町長務められたわけですから、また、4年されると思いますけれど、その場合は今までどちらかといえば、町長は優しいというイメージがかなりございます。しっかりしかるときにはしかれる、もちろん褒めるときにはしっかり褒めていただきたい。そういったメリハリをつけたトップの姿勢、職員がぴりぴり来るくらいしっかり監督をしていただけたらと思います。

そういったお気持ちが次の4年に対してあるかどうかというお話と、それから、平生町の住民の生活のかなめとなるのが役場だと思えます。役場の職員の対応いかによって平生町は住みやすいというふうに思われる一番の先導役だと思えますので、そのあたりのことは、もちろん職員の皆さん全員がきちり自覚されて、その地域のかなめになるんだよと、自分たちは平生町の顔だよというのをきちんと心に強く思っしてほしいのと、それから、対応した場合に皆さんここに名前をつけてらっしゃいますけれど、今ここからこう見ても、名前は全然見えませんよね。名前を見るというのもお客さんというか、来られて、あっ、この人が受けてくれたんだなという名前を見たくても、そこに目線を置くのもなかなかこう難しいというか、恥ずかしいというようなところもありますので、受けた場合、特に難しいことを受けた場合は名乗って、例えば、私なら細田が受けましたと、また何かございましたら私のほうへおっしゃってくださいませという感じで、きちり名前を伝える、責任の所在を明確にする、そのあたりも必要だと思います。これから町長がどのようにされるか、最後に質問して、以上でございます。終わります。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） メリハリをつけて対応するようにと、少なくとも現時点ではそのように感じております。

.....

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 通告どおり質問させていただきます前に、町長におかれましては11月に町長選を控え、平生町にとって大切な時期でもありますので、明確な御答弁を初めにお願いしたいと思います。

まず、職員の方の町民に対する接遇についてお尋ねします。接遇、接客態度、この質問は、僕が議員になって初めて一般質問させていただいた内容でもあります。当時向上するように努めるといった内容の答弁をいただいたように理解しております。僕自身、改善、向上したなと感じる方や場面に会うことも確かにあります。しかし、残念なことに現在でも同じような内容のクレームが僕のところに届きます。細田さんの質問とちょっとかぶってる部分があるとは思いますが、このような現状を最高責任者としてどのようにお考えか、また、今後どのようにお考えでしょうか、よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 職員の接遇に関連をして、今ちょうど細田議員のほうからの質問にほとんど関連をしてくるわけでございますけれども、本当に改善をされた部分と依然として同じように私自身に対して町民からいかなものかと言われるクレームがいまだにあたりというようなケースもあります。個別具体的に対応するところは、それなりに対応しておりますけれども、やっぱり全体としてレベルアップしていくように対応しなきゃいけない。たまたま1人の職員の対応の不備と申しますか、まずさがあるがゆえに町職員全体がそのように受けとめられかねないというようなケースもあるわけですから、十分そこは重々そこを踏まえて対応するようにと、先ほども言いましたように、まずはとにかくきちっと気持ちよくあいさつができる職場をつくってくれということは今申し上げております。したがって、これはとにかく粘り強く、繰り返し繰り返しやっていかないと、しっかりできてるといふか、気持ちよく頑張ってくれる人もたくさんおられるわけでありまして、そういうことで、いい意味でみんなが触発し合って、全体がレベルアップしていくようにいい職場環境を目指していくと、そのために私とすれば、しっかり指導、啓発をしていかなきゃいけないというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 確かに大部分、ほぼほとんどの方は確かに4年前のときに比べると、すばらしく対応がよくなっていると自分でも感じております。ここでちょっと紹介したいんですけど、数年前にたまたま超一流と言われる宿泊施設を利用する機会がありました。滞在中に不満に思うこと一度もなかったんですよ。ずっと心地いいんです。確かにチェックアウトの際の金額は高かったです。でも、支払いに対して不満、疑問、何一つ不服がなかったんです。そのことを思い出して、

そこへ電話をしてみました。そこで、快く答えていただいて、会社として基本になる接遇ブックがあると、その基本ブックをもとにそれぞれの施設に基本ブックがあり、そこからまた担当部署や受け持つ内容によって細かく専門化された接遇ブックがあるそうです。それだけでは終わらず、さらにそこへ個人個人が考え、つけ加えるそうです。つけ加える内容は、ふだんの業務の中から感じたものもあるし、会社としてさまざまな接遇の講習が週2回も行われてるそうです。そして、社員みずから自分が経験したことや向上させたい事項によって、その講習をみずから選んで受けて、そこで書き加えていくそうです。これは非常に参考になるのではないかと思います。これは紹介までとして、接遇について年始の町長のお言葉や今までに策定された地方分権時代に臨む職員の心得7カ条や人材育成の基本方針、先ほど細田先生からもありましたけれども、職員研修規程、こういうものだけでは接遇の改善、向上が難しいのであれば行政が、先ほど紹介しました宿泊施設のように、あそこまで徹底する必要はないにしても、接遇の考え方やシステムの成り立ちなど参考にする価値はあると思いますが、いかがでしょうか。町長のお考えをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） おっしゃるとおりで、私が町長になってからも民間のそういう教育をされておられる方をわざわざ町に来ていただいて、講師としていろいろ教えてもらったというようなケースが確かにあるんですが、これは単発で、要するに、我々が今やってるのは単発で終わっておるケースがほとんどです。確かに頭ではわかっている、体で反応するというような形に、これは人と人の人間としてのお互いに基本的なマナーにかかわる部分ですから、そういうものが自然に反応できるようにしていくためには、やっぱり繰り返しやっていかなきゃいけないということになるかと思えます。今町の置かれておる職員の現状の中で、どこまでできるかは別にしましても、いろんな機会をつかまえて、繰り返し我々も言うし、職員にもそういう研修の機会を最大限に生かしてもらおうように、これからさらに接遇の研修については特別にそういう一つのカリキュラムじゃないけれども、対応していただくように、これは大きな職員全体がそれでレベルアップするという視点で、そういうことも参考にしながら、いろんなよそには参考にできるようなケースたくさんあります。おっしゃるような宿泊の関係、あるいは民間の会社でも我々が行っても、全職員の対応が全然違ったりというようなケースもいろんなケースがありますから、そういうものを参考にしながら、我々として取り入れていけるところは取り入れていかなきゃいけないというふうに思いますから、この辺も十分心してこれからの対応を考えていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） こういったたいのものは強い信念と熱い思いがあれば伝わるものだと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

続いて、次の質問です。山田町政3期目の4年間について、3点ほどお尋ねいたします。

1つ目は、前回の町長選挙の際、「安心・安全、元気なまちづくり」を実行する政策を町民に訴えられました。この4年間で「安心・安全、元気なまちづくり」を実現するために具体的にどのような施策を打ち、それぞれの達成度はどれくらいだとお考えでしょうか。

2つ目は、3期目当選後の議会での所信表明の中でありました目の前にある実現させなければならない大詰めを向かえていた重要課題の現状、また、当時の答弁のお言葉をおかりしましたら、「3期目の町政に向けての新たな公約と申しますか、取り組み、プランについて」の現状をお尋ねします。

3点目、来る11月、本町が活性化するか否かの条件の一つでもあろうと思います町長選に対してどのような点を中心に施策を町民に訴え、どのような平生町を構築していこうとされているのか、ここで明確に御答弁いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 山田町政3期目の4年間で問うということで、今3つの質問をいただきました。1つは、3期目の「安全・安心、元気なまちづくり」を実行する政策をどのように打ち出して、実現達成度はどうかということでございます。

まず、「安全・安心のまちづくり」ということで、大きなテーマとして据えて、取り組みを進めてこの3期目まいりました。何と申しても、まず第1は、安全・安心ということですから、防犯、それから、防災、それから、我々に関係をするいろんなソフトを通じて、安心して暮らしていけるためのソフト事業、福祉関係を含めて、そういう形になろうと思います。安全・安心の町政推進ということで、平成17年度から御承知のように安全・安心なまちづくり条例、これを施行しまして、それに基づいて、その取り組みを組織的に活動していただく方々には助成をしながら、この安全・安心の取り組みの支援をしてまいりました。具体的には、子供の見守り防犯パトロール、こういった防犯パトロール隊、ウイングパトロール隊、平生町のPTAの連絡協議会や青少年の育成町民会議、こういった方々によるまさに安全・安心のまず第一歩であります子供たちの見守りを含めて防犯活動に取り組みを進めてまいりまして、かなり今この運動も定着してきたというふうに理解をいたしております。

2つ目は、防災の関係でございますが、自主防災組織につきましては、特に力を入れて本町としても取り組みを進めてまいりました。平成16年、一番この問題を取り上げて始めようと言ったときが23の自治会、144、今自治会あるわけですが、当時23、平成18年度の3期目を迎えたときが約65ぐらいです。今102の自治会に拡大をしております。それなりに地域の自主防災組織の活動についても御理解をいただいて、輪が広がってきたというふうに思っておりますし、特に火災警報器に対する災害時要援護者への支援、防災メール、無線の確認のテレホン事業等々含めて対応をさせていただいておりますし、いろんなハザードマップから含めて、今年は地震の防災

マップに至るまで、それぞれ町民を啓発をしていく対応ということも努力をさせていただきました。

そして、その延長線上に今年の7月末の県の総合防災訓練ということで、住民参加による一つの防災訓練ということの実施をさせていただいてまいりました。安全・安心のまちづくりの一つの大きな柱というふうに位置づけておりますし、3つ目は、特に子供たちの学校の耐震化を含めて、安全な環境の中で学習がしていけるように、こういうことで耐震化の事業を具体的に着手し、推進することができたというふうに思っております。

そのほかいろいろな地域福祉の推進等によって、ソフト事業を中心に取り組みを進めてまいりました。こういうまさに個々の事業、年度ごとの事業については、それなりに達成をしておりますが、まだまだ引き続いてやらなきゃいけないアイ・エヌ・ジーのところがありますから、これらは引き続いてこの取り組みを進めていきたいというふうに思っております。特に、元気な町をつくらうということで、風車の6基の増設を契機に完成のイベントをやったり、地域の力発揮事業、これをきょうも、先ほど言いましたように27団体の参加をいただいて、今日まで取り組みを進めてまいりました。

また、体験農園の実績も今積み上げていただいております、できるだけ点から面に広がるような対応をお願いをしていきたいというふうに思っているところであります。そういう形で、まだこれからも引き続いて取り組まなきゃいけない課題、そして、年度ごとにハード面はそれぞれ達成度を踏まえてやってきておるといのが今日の現状であります。

それから、2番目の当時の重要課題について、その取り組みはどうであったかと、3期目のスタートのときは、当時は、1つは、広域行政合併の問題がありました。このときも申し上げておりますように、このスタンスはずっと変わりません。合併については地方行財政の立場からも重要課題でありますし、今後とも追求をしていく基本姿勢というのは堅持してまいります。ただ、これは合併ですから、相手があるし、そうはいつでもタイミングもあると、圏域全体が大同団結できるような方向に向けて、当面は熊毛郡3町での共同歩調をしっかりと強めていきたいと、こういうことで皆さんにもお話をさせていただきました。御承知のように去年、21年度をもって平成の大合併の特例法改正されまして、国主導の合併の推進は打ち切られたところでありまして、全体的に今じゃどうなのかという、機運とすれば大変盛り上がった機運には今ないというふうに思っております、申し上げておりますように圏域がまず足並みをそろえて行政対応をしていくということが基本にあると思います。したがって、今我々とすれば郡内の3町であります、連携をしっかりと保ちながら、それぞれが本当に足元を強化しながら、次に向けての連携を大事にしていくというのが今我々に課せられた課題だろうというふうに思っております、これはそういう立場で引き続いてこれからも取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

それから、2つ目ではありますが、行財政改革ということ掲げております。特に、当時は、です

から、第四次の行革大綱、これをしっかり推進をしていくということで取り組みを進めてまいりました。年度ごと議会の皆さんにも御報告をさせていただいておりますように、18年度から今年度の6月現在までの進捗率、この行革大綱につきましては96%ということになっておりますし、いわゆる緊急行財政改革プログラム、平成16年度から取り組んで、その後、集中改革プランということで引き継いでいったわけですが、この財政改革については平成17年から平成21年、去年の5カ年間の財政効果、今皆さんにもお示しをしましたけれども、約12億5,000万円の財政の効果があったというふうに受けとめております。特に、今年、去年、21、22年度については、御承知のように基金からの繰り入れをしないで、予算編成ができたということで、一定のそういう意味では最悪期からの脱出は、脱却はできたのかなというふうに思っておりますが、決して喜べるような現状ではない、引き続き行財政改革には真剣に取り組んでいかなきゃいけないということで、第五次行革大綱について、この4月からスタートいたしておりますから、これを着実に実践をしていくということが課題だと思っております。

それから、協働のまちづくり、これは、先ほど言いましたようにしっかり地域の力発揮事業等を中心に対応した、公民館やコミュニティ、こういったところを中心にして地域の、きょうも先ほどありましたが、リーダーをしっかりとつくっていくことによって、そこから地域の活性化を図っていくという取り組みをぜひ今度はまちづくり基本条例を今から取り組んでいきますから、引き続いてこの取り組みについては進めていきたいというふうに考えております。

総じて、安全・安心なまちづくりは今申し上げましたとおりですが、大変厳しい財政状況の中でございましたけれども、先ほども申し上げましたように風車の増設による一つの基金の増設、あるいは学校の耐震化に着手することができたこと、そしてまた、老健施設等の進出についての条件整備をすることができたこと等々一定の町政の前進といえますが、成果を見ることができたのではないかなというふうに思っております、議会の皆さんを初めとして、町民の皆さんの御理解と御支援にこの機会にお礼を申し上げたいと思っております。

そして、3番目であります、これからの町政についてどうかということでございます。今先般の6月議会で意思表示をさせていただきました。これから、今も申し上げました、1つは、第五次の行革大綱を4月からスタートさせております。これを着実に実践をしていくこと、そして、第四次の総合計画を今策定しております。したがって、この第五次行革大綱と第四次の総合計画、こういうものを一つの両輪にしながら、これから本当に住みよさが実感できる、そういうまちづくりを目指していくというのが基本的なスタンスであろうと思います。その大前提として、まず1つは行政の改革と財政の健全化、これは今言いましたように、行財政改革は引き続いての最重要課題というふうに受けとめております。現在の財政で言えばプライマリーバランス、基礎的財政収支の黒字がこれからもずっと継続できるように財政運営をやってまいりたい。基金についても、もう少し

積み増しができるようなこれからの対策もとっていききたいというふうに思っております。

それから、2つ目でございますが、地域の活性化、元気を出していく、その意味でもまちづくり基本条例の制定をして、地域コミュニティの活性化を目指していくと、地域のリーダーの養成等含めて、公民館やコミュニティセンターのあり方についてもう一步進めて、町民センター的な機能をここに持っていただくような形の安全・安心のまちづくりのまさに拠点となるような形のものに今は一つの生涯学習の施設ということになっておるわけでありましたが、その辺の機能についても十分これからもたすことができるような方策を考えていききたいというふうに思っております。

それから、3つ目は、学校の耐震化がまだ今2つ、小学校の普通教室と中学校の体育館、これの計画的な整備ということが大きな課題、それから、いろいろ公共施設がございます。公民館を含めて、いわゆる住宅、町営住宅も含めてそうですが、この整備というものもしっかりこれからやっていかなきゃいけないというような耐震化と公共施設の整備ということも、これは大きなこれからの課題だと思っております。

4つ目が、安全・安心なまちづくり、これは継承していかなきゃいけない課題です。1つは、子育て支援の充実をしっかりとやっていくと、きょう朝出ておりました保育所の統合問題含めて子育て支援、保育環境の整備ということの一つの大きな、これは二、三年かけて取り組んでいく課題になるわけありますから、大きなやっぱりテーマだと。それから、高齢者の見守り、それから、移動いわゆる足の確保を含めて、本格的な高齢社会を前にしてお互いに地域で、先ほどの公民館、コミュニティの活動とあわせて共助のシステムをどうつくっていくかと、これは大きな私はテーマだというふうに思っておりまして、これに全力を挙げて取り組んでいききたいというふうに考えております。

3つ目は、防災対策ということで、先ほどから申し上げておりますような対策、それから、今防災無線のデジタル化等も進めておりますから、こういう対応についてもしっかりとこれから取り組みを進めていききたいというふうに思っております。住みよさが実感できる町へ向けて全力を挙げて取り組んでいききたいという基本的なスタンスの御理解をお願い申し上げたいと思います。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） この12月で任期満了、3期12年、特にこの4年間、時代の流れや取り巻く情勢の変化は本当に厳しいものであったことは確かです。そんな中、たくさんの施策を打ってこられたことが十分わかりました。今お答えいただいたさまざまな施策が十分であったかどうかなど効果や実績は、僕も含めて町民がそれぞれ判断し、評価するものだと思います。そこで、再質問です。大きく2点、まず1つ目です。町長はこれからの平生町には何が必要だと思いますか、言いかえれば、これまでの平生町には何が足らなかったということにもなるかとは思いますが。

2つ目、平生町民が求めている町長像とはどのような人物だとお考えでしょうか。よろしくお願

いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） これは大変難しい質問だと思います。何が平生町これから必要なのかと、町民に対してですね。とにかく言えることは、この前もちょっと監査がありまして、そこで監査委員さんとも代表監査とも話をしたんですが、今町の中で皆さんがだんだん人口が減少化をしていくと、こういう中で、どっちか2つに分かれると、皆。はあええ、どうせわしらの代で終わるから、まあ何とか今いきゃあええというのと、いや、そうはいつでも、若い人たちが帰ってこれるような何とか1町をつかってやっていこうじゃないかと、恐らくそういう2つに大別できるんじゃないかというような話をこの前されておりました。なるほどそういう見方もできるんだなということで、今までそうなかったというんじゃないけれども、今我々が住んでる我々、そして、特に高齢者含めてそうですが、もう一度我々としてやれることをしっかりお互いに力を出して、この平生町でふるさとのために何ができるか、お互いにもっとみんなが力を出し合って、次の世代にバトンタッチできるように、そしてまた、一たん外に出た子供たちもこっちへ帰ってこれるような、何とか我々が本当にこの地域をよくしていこうという思いが伝わるような取り組みがこれからされていけばいいなと、そういうお互いに共助、支え合って、助け合って、力を出し合っていける、そういう町であってほしいというふうに思っております。

それから、求めている町長像というのは、これはちょっと私わかりませんが、私自身は私は自分の地でやるしかないということで、私自身が本当にこうしてふるさとで仕事をさせていただいておるということを感謝しながら、できるだけ精いっぱい努力をこれからも引き続いてさせていただくと、それ以外に私からこういうのというのはちょっとぴんと来ませんけれども、私自身本当に自分にしっかりむちを当てながら、切磋琢磨して努力をしていく以外にないというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 町長とかぶるかもしれないんですけど、僕もこれからの平生町には平生町を愛する心、これが必要だと思います。また、町民は強いリーダーシップと、町長とか、いろんな偉い看板がなくても、町のために仕事をする強い信念を持った、新しい発想やアイデアから生まれるような町政を進める力強いリーダーシップを持った町長が求められていると思います。

そこで、再々質問、最後の質問です。今町長が思う町民が求めている町長の姿、精いっぱい地のままで、私のままでやっていくというような御答弁だったと思いますが、その姿、当然少なくとも4年はしっかりやっついていかれると思います。今じゃ僕がちょっと提案させてもらったそういうリーダー像、そういうものと町長の地というのはどうですかね。どう思われますか、町長、今この新しい時代というのは新しい人、若い人じゃないといけないというんじゃないで、いろんな立場の人が

今までにない発想で進めていかなきゃいけない。今までのことをもとに新しいことをやっていかなきゃいけないということは、多分国政等々にも求められていると思うんですけども、町長のお考えはどうでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） あり方論でということだろうと思いますが、私が今申し上げましたようにそういう形の、もう一度やっぱり自分の足元をしっかりと見ながら、自分は自分でしっかりとやっていくということを、そのことをどう評価をされ、判断をするのか、これは町民の皆さんの判断、評価を待つ以外にないと思っております。

.....

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

通告をしております第1の項、核兵器の廃絶に向けた取り組みについてです。8月6日、朝8時過ぎでした。ちょうど私、光で仕事をしておりますが、車に乗ろうと思うたところサイレンが鳴り出したんです。あっと思って、ああ、なるほどと思って、1分間ほどその間黙祷をして車に乗りました。ちょうど広島市の平和式典が始まって、ラジオで中継をしております、広島市長の平和宣言、その次に、小学校6年生の児童による平和の誓いなどなどありまして、特に小学生の平和の誓いについては目に熱いものを感じました。これは広島市内の小学校の6年生が作成委員会をつくって練り上げた文書だと言いますが、ここに全文を持っております。今年は、核兵器の廃絶に向けた大きな節目になるというのは、歴史上の転換期になるということも含めて、どの新聞も書いておりました。オバマ大統領の核廃絶への思い、意気込みもありましようが、長い間核兵器廃絶を目指していた被爆者の願いがだんだんだんだん声が大きくなって、国連も動かすと、こういう時代になってきて、2020年までに核兵器の廃絶をしようという年次目標までできてきた時代になっております。

この質問をどうしようかなというぐあいには考えましたが、このサイレンで目を覚まされたような気がしまして、平和市長会議に参加されておる山田町長のその姿がちょっと見えんから、余計に聞こうなという気にもなったし、議会に対しても平和市長会議なり、関係の議会から要望も来ております。これは今後取り上げていこうということで、まだそのままになっておりますが、また、どうかして世界じゅうで機運が盛り上がってきた核兵器の廃絶はやり遂げていかなければならないテーマになっておると思うんです。

それで、政権が変わって若干期待をしたのですが、この中の状況を見てみますと、いわゆる非核三原則、「作らない、持たない、持ち込ませない」、この3番目の持ち込ませないについては、もう一々アメリカにお伺い立てる面倒な手続をさせるのは無駄じゃから、もうやめてしまおうかなどというのが今政権の中に出ております。また、情けないと思ったのは、特に菅総理ですが、この人、

本当に総理大臣の資格があるんだろうかなというぐあいに感じたんですが、この総理大臣のあいさつの要旨も持っておりますが、この総理大臣のあいさつは厚生労働省の幹部が書くわけですが、それはだめだということで、自分が広島市長と相談、連絡をとりながら随分と手を入れて、国会の審議中も時間を割いて、自分でつくられたそうです。そうしたあいさつを読み上げてすぐ間もなく、「核の傘は必要だ」と平気で言っておられる、人の気持ちのわからない方だなというのをつくづく感じました。この人、表と裏が随分違うんだと、ああ、国の指導者として本当の資格があるんだろうかというぐあいに私は疑いました。そういった意味からも、私は、今度広島市長が提案をした、いわゆる非核三原則の法制化と、それから、核の傘からの離脱、これはどうあっても、これから当面核兵器を廃絶するという意味では堅持しなければならない方針だと考えております。これは私も身近なところからも声を上げていって、これは、いわゆる通常の戦争兵器、全部なくせなどということじゃなくて、特殊な兵器ですから、いわゆる地雷やクラスター爆弾、化学兵器や生物兵器をやめさせるということで、だんだんなくなっていったように、これだって世論が盛り上がっていけばなくなっていく時代だと思っております。そういった意味で、どうしても声を上げていく必要があると思いましたので、町長も熱心に取り組んでおられるようですから、お考えを聞いてみようという気持ちになりました。

それと、もう一つ、「2020年までに核兵器廃絶」を目指すという市長会議の方針ですが、やっぱり行動しなければなりません。この行動しなければならないことについて、町長はその一員としてどのような考えを持っておられるかも聞いてみたいと思います。

そして、2番目は、ここに書いてありますように8月6日午前8時15分、サイレンを鳴らして、町民全体で核兵器廃絶への世論を盛り上げていこうという提案をしてみたいというぐあいに思いました。サイレンを聞いてつくづく思いました。何らかの形で行動していくことが大事だと思いますが、このような点についてどう考えるのか、じゃ長崎もあるじゃないかという話もありましょうけど、当面は近い、ここで一番身近なところで8月6日という選択を私はしたらどうかというように考えておりますが、町長の考えを聞いておきたいと思います。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後2時5分から再開いたします。

午後1時51分休憩

.....
午後2時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをいたします。

核廃絶に向けた取り組みということで、今御質問をいただきました。今御紹介がありましたよう

に、今年の8月6日、広島原爆の被爆65周年の式典は、いろいろな意味で注目をされていた式典でもあります。御指摘のように、去年のオバマ大統領のプラハ宣言、それから、アメリカ、ロシアの今年に入ってから軍縮条約、そして、5月のNPT（核不拡散条約）の再検討会議というようなことで、一連の流れの中で、核廃絶に向けた機運が非常に高まってきたということがいろいろマスコミ等でも報道されておりましたし、そういう中で、8月の広島にはパン・ギムン国連事務総長が出席をすると、長崎にも参加をするという状況の中で、米、英、仏のそれぞれ代表も参加をする、ロシア、中国は今までも出ておりますから、あわせて、いわゆる核を持っている五大大国が初めてこの式典に出席をするというようなことで、大変注目をされた式典でありました。それだけに我々としても、ぜひ広島、この平和市長会議の取り組みをより強力に展開できるように努力をしていかなきゃいけないということを痛切に感じたわけでございます。特に、平和市長会議につきましては、今御紹介がありましたように、とにかく国境を越えて、思想信条を越えて、とにかく核廃絶に向けてみんなが力を合わせていこうというのが基本的な流れとしてあるわけで、現在、今144カ国、地域にして4,144都市の賛同を得ておるということで、国内では796自治体ということになっております。県内においては、この平生町は萩に続いて、平成20年の11月に加盟をいたしました。その後、今県内は全19市町、全部加盟をいたしました。

そういう全体の流れの中で、核廃絶に向けた一つの点から面へ、そういう広がりができてきたということは一つの大きな、それはまたステップであろうというふうに思っております。その中で、特に「ヒロシマ・ナガサキ議定書」というのを実は策定をいたしまして、いわゆる核廃絶に向けた2010年、2015年、2020年の廃絶に向けたプロセスというものをこの中で明確にしておるわけでありまして、この取り組みをしっかりと賛同者を広げていこうというのが今の平和市長会議の目指すところでありまして、そういう中で取り組みをさせていただいておりますが、先ほど言いましたように、特に今年の夏の広島、長崎の平和記念式典における一連の発言、そして、動向というものが注目をされました。そうした中で、非核三原則の法制化と核の傘からの離脱、これは広島市長が平和宣言の中でも強く訴えられていたところでありまして、まさに非核三原則、今まで国是ということで、今日まで政府も一応堅持をするということは今日までやってきております。

ただ、最近になっていろいろ御指摘ありましたように、持ち込ませずのところは密約があったんじゃないかというようなことまでいろいろ報道されておるという状況の中で、やはりこれは国是として、これからも非核三原則、あとの二原則はNPTの条約、批准しておりますから、これはこれで縛られていきますけれども、しっかり我が国の国是として堅持をし、法制化に向けた取り組みというのは、これは世界に向けて非核を訴えていく以上は、そういう一つの大きな責任を果たしてほしいというふうに私も考えております。同時に、核の傘からの離脱についても、これはまた核のない社会を目指すと言いながら、一方では核の傘に依存をするというかなり矛盾した政策が今日ある

ことも事実でありまして、それにかわる安全保障政策というのを核の傘にかわる、いろいろ言われておりますが、特に長崎の市長あたりは北東アジアの非核地帯の創設に向けて構想を出されております。ですから、そういう一つの今の核の傘にかわる安全保障政策というのを外交的な努力によって日本がどれだけ作り上げていけるかというのがこれからの大きな課せられた課題だろうというふうに思っております、いずれも我々が将来唯一の被爆国日本として目指していくべき方向はその方向だろうというふうに思っております。

それから、市長会議としてどういう行動をするのかということで、去年は実はいつかも御指摘ありましたが、田布施町で開催されました広島平和市民センターのリーパー理事長を招いての田布施での会合がありました。今年は、秋葉市長と一緒に山口で、「やまぐちピースフォーラム」というのを開催をしまして、6月30日ですが、私もこれはパネラーで出席をさせていただきました。そうした地道ではありますが、こういう取り組みをやりながら、山口の場合は、特に8月6日は広島で、山口の場合は9月の6日に「ヤマグチのヒロシマデー」というのをやっております。今年も私も参加をさせていただきました。首長ですと出ておるのは恐らく私だけだろうと思いますけれども、これはやっぱり私自身も本当に被爆者というものを身近に感じながら、そしてまた、核のない、そういう世界を目指していこうと、やっぱり行動していかなければいけないという部分は共通をしております、私としてできることは積み重ねをしていこうと、訴えるべきは訴えていかなきゃいけないという立場で対応させていただいております。

それから、サイレンの吹鳴の話でございますが、長崎、8月9日もあるからというふうに考えておったんですが、そういうことではなしにという、今8.6から、まず近くからというお話で、今一つの提言として受けとめさせていただきますけれども、特に平生の場合は、また特に、これは直接核とは関係ありませんが、回天のこれはまた大変残念な歴史があるわけでありますから、ここの交流館、あるいは慰霊碑、ここでの回天の記念館を一つのベースにした平和教育につなげていくあり方はどうしたらいいかというのをちょうど8月には8.6、8.9、それから、終戦記念日とずっと続きますから、8月にそういう何か形のものでできないかなということを常々私も今、頭に置いておまして、直接サイレンの吹鳴ということにはつながらんかもしれませんが、これはこれとして我々も十分検討させていただきますけれども、何らかの形の平和の意思を示していくものができないかなというふうに今考えております。たまたまこの前、市長会議等も一緒になりましたので、同じような、これは観光面を含めて周南の市長、光の市長と、同じ回天の皆歴史を持つわけですから、それぞれが連携をして、何か一つ取り組みをやろうじゃないかという話を今しておる状況でありまして、こういうことも踏まえながら、これからの具体的な意思表示をどういう形で町民の皆さんと一緒に核廃絶に向けた取り組みといたしますか、姿を示していけるか、引き続きちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 再質問をいたします。

今の答弁について2点ほど申し上げておきたいと思います。1つは、市長会議のいろんな行動として、もっと町内で行動されるほうが私は、いわゆる首長としての責務があるんじゃないかと、それから、町外での姿が見えない、ここに一つ希望と要望を持っております。

それと、もう一つ、間口を広げないでほしいんです。核兵器というものの廃絶であって、戦争一般と共通はしたとしても、当面の課題は核兵器の廃絶です。これはできるはずなんです。先ほども申しましたように生物化学兵器などという廃止の動きをしていきましたから、平和教育全体は大切ですけど、そうすると、間口が広がって核兵器の問題がぼけてくると、だから、ただ1点、核兵器の廃絶、これが被爆国日本の今世界じゅうから核兵器をなくしていこうという一つのテーマではないかと思えます。

それで、一つ、私はここで私の考えを話しておきたいと思うんですが、上関町に原子力発電所ができて、田名でいろんな運動があって、1周年が来たということで、この前いろいろな行動をされたようです。そのときに原水爆禁止の団体も参加しておられたようです。私は、それはそれぞれどうぞ御自由にと、進めもせにや、とめもしませんけど、核兵器と核はもっと分けるべきだと私は思っております。私は、中学校3年のときにウラン235は核分裂をする、それはちょっとしかないから、ウラン238も核分裂するように加工をして、広島と長崎に落とされたという本を読みまして、学習発表が何かしたんですよね。そうすると、私が後、今度起こったときに、あれ平岡が核分裂を起こしたというような言い方をされたりもしたことがありますが、大変私はこれには核全体には興味を持っておって来ました。だから、なぜ広島に原爆は落とされたのかということが2番目に、自分の気持ちの中にわからないものがあつたんですね。

それと、もう一つは、なぜウランが核分裂を起こして、膨大なエネルギーを出すのかという、これの疑問もあつたんです。それで、いろいろ勉強をしてまいりました。なぜ広島に落とされたかということについては、ちょうど土曜日の晩、BSでアメリカの最高トップクラスでの核兵器の使用反対の権力闘争というか、葛藤のいろんなドキュメンタリーをやっておりましたが、また、戦後の第二次大戦後の世界支配を有利にするために大変急いだというのが、後からもうちょっと申しますけど、のようです。広島、長崎の人間は、結局そういった世界戦略のための犠牲にされたと、今戦争を早く終わらせるためにだという、いろいろ言われていますが、本当の中枢部の目的はそうであったように思います。これも私は昭和50年ごろの本で読んだことがあるんですよ。それからそう思い続けてきました。

それと、もう一つ、いわゆる核兵器に絞ってやってほしいというのは、声を上げていかないとだめだということなんです。今これだけ大きな反対運動が、核兵器廃絶の運動が起きておりま

すが、戦後は、例えば、核兵器に反対をする、原爆はだめだと、被害者を救えなどという運動は一切禁止をされて、弾圧もされておりました。有名な「父を返せ、母を返せ」という峠三吉の詩がありますが、あの詩なんかはデパートの階段からまいて、さっと走って逃げるといような反対運動を当時やってるんですよ。ですから、この声がだんだん大きくなって、ここまで押し上げてきたんです。この声を上げていくのが大切だということで、サイレンの吹鳴を提案したわけですが、それで、ちょっと最初に戻りますが、核反対、核廃絶という言葉ですが、私、これは混同があると思うんですよ。いわゆるウラニウムの本質からいったら何だということで、勉強もしてみました。

それで、ちょっと年表的に言いますと、ウラニウム自身は地球にある中で、最も重い元素なんですよね。それで、このようなおもしろい元素があるということで、いろいろみんな研究してみたいんですが、結局放射線を出すということから、いろんな研究が始まって、レントゲンもこれで見つかってきました。それから、ラジウム発見したキュリー夫人なんかは白血病になって、この人は死んでおるんです。当時わかりませんでしたから、放射線のこと。そして、放射線を出すこの物質は、出したら自分がほかの物に変わっていくといういろんな特性もあるようですが、そういったことから、結局核分裂を起こすという研究までいって、アインシュタインの有名な「 $E = mc^2$ 」、この法則が適用され、これは1938年です、理論的に証明されたのが。ウランの核に中性子を当てると2つに割れると、ところが、量が減ってしまっていると、量が減ってしまった分はエネルギーに変わってるんです。そうすると、これを持続的にやったり、一遍にやったりすれば、膨大なエネルギーが出るということがアインシュタインの法則の計算から出てきて、ここに目をつけたのが軍部であったり、そのときのいわゆる国の支配者ですか、兵器に使えるのではないかということから始まった研究なんです。もともとはそういういろんなウランという鉱物を研究することから始まった科学の進歩なんですが、いつの時代か、とにかく人を殺す兵器に使うと、これだけのエネルギーがあったら大量に殺せるんじゃないかということで始まったのが一番有名なマンハッタン計画です。1942年にマンハッタン計画が計画をされて、ちょうどドイツのナチスが開発するんじゃないかということで、大急ぎでとにかくやるということで、6,000人から7,000人の科学者をロスアラモスに集めて、核兵器の開発をされたというような、当時アメリカの国家予算の2割に相当するぐらいのお金をかけておるようです。

戦争は科学を発展させるなどと言いますが、実際にはお金をかければ科学は発展するということなんです。そこから始まったことなんですが、それは邪道であって、本当の道じゃないんですよ。そうして初めて原子炉で核分裂が起きたのが1942年の12月2日、これはシカゴ大学で、マンハッタン計画と並行してやっておったんですよ。これで核連鎖反応が起こるというのを証明して、急いでロスアラモスで核兵器の製造に入ると同時に、大量につくって、もう既に日本に落とすための準備もそのとき始まって、1945年の7月16日にメキシコ州のトリニティで初めて核兵

器の実験が成功してあるわけです。そのときには既に広島用と長崎用の原爆は、グアム島の北にあるテニアン島というところに運ばれて、もう既に爆撃、成功したら、そのまんま行きますよということで準備をされて、核兵器が使用されておるといふ経緯を本で読みました。したがって、これは核と違う道なんですよね、核兵器というのは。だから、本当のウランの研究自身は、核の平和利用。核兵器のエネルギーを利用できんかということが始まった研究が軍なり、そういった世界の覇権者によって使われたという経緯から言えば、これだけは私は廃絶できると思うんです、核兵器は。核自身は、私は敵にすべきではないと思っております。当時のマンハッタン計画に参加した最高指導部の学者たちがトリニティでの爆発を見て、これで我々は犬畜生にも劣る人間になったと言って嘆いたようですが、それは一部の人たちであって、世界支配を目指すほうが優先して使われたということなんですよね。それで、平和利用についてもっと言いますと、また、これはこのエネルギーを使うということなんです。原子力発電所です。1951年に初めて原子力発電所が建設されて、今年で60年目です。今年の1月1日で423基が稼働しておりまして、世界じゅうですね。66基が建設中、計画中がこれから77基、また、この上にアメリカとEUも見直しを始めておりまして、これは平和利用の私は、いわゆるウラニウムの核の平和利用の典型だと思えます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩します。

午後2時25分休憩

午後2時25分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

議員（11番 平岡 正一君） 核廃絶という言葉と核兵器廃絶という言葉は、分けてほしいと思うんです。それで、説明をいたしました。その間、いわゆる核の制御に失敗したのが2回あるんです。スリーマイルとチェルノブイリです。それから、ウラニウムの連鎖反応は人間が完全に今まで制御できる、出発もそこから始まっております。シカゴ大学で初めて核分裂起こしたときも制御をしておりますから、したがって、核と核兵器は分けていただきたいんです。ですから、原子爆弾反対と平和利用とは、私は相入れないものだと思いますから、この点の認識を町長にお伺いしておきたいと思えます。

それと、先ほども言いましたように、何かやっぱり行動をすることが一番大事なんです。ですから、今まで幅広いいろんなことを考えておるといふ、私は核兵器の廃絶という1点に絞ってやってほしいと思うんです。したがって、サイレンの話もそこから私は出てくるわけですが、この点についても再度質問しておきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） いろいろ今歴史的な経緯を踏まえて、核と核兵器の認識についてお示しを

いただきました。それを踏まえた上で、地域でできる取り組みについてやってほしいということでございます。できるだけ広島、長崎のときもそうですが、被爆者がだんだん高齢化をしていっておりました、2020年、ちょうど被爆75周年、このときにはパン・ギムンさんが言ったように、一緒に核兵器がなくなってるお祝いができるようにしたいということでございますから、被爆者の皆さんともしっかりその辺は連携をして、地域でできる取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今の答弁ですが、どうでもええという感じにしか私は受けとめておらんのですが、もっと、言いましたように平和市長会議のメンバーです。町内でもっとそういったアピールをする行動を起こしてほしい、これは先ほど申しましたよね。これをお願いをして、何らかをみんな町民全体で盛り上がるような取り組みをしてほしい、それで、サイレンの吹鳴はどうかということを提案したわけですけど、それはそれでこれから先の課題だということですから、これはぜひお願いをしておきたいんですが、今の1点だけお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように、地域でできる取り組みをしていきたいというのは、先ほど申し上げたとおりです。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 次に、移ります。

防災対策についてですが、河川の雑草対策を求め、特に熊川・大内川の対策は急がれているというテーマで質問の通告をしております。私はマックスバリュに買い物に行きましたら、あるお年寄りの方が、「おい、あんた町会議員じゃろうよ。熊川の草はどうか」と、「わしは刈ったが、町はどうなっちゃうんか」というぐあいになられたことがあるんですよ。それは6月定例会の直後ぐらいでしたか、そしてまた、大内川のほうでもそうです。道路より刈る草が高くなっちゃうのに町会議員何しちゃうんかいのというような話も聞かされました。これは一つの動機なんですけど、私が一番心配しておるのは、大内川樋門の内側のいわゆる遊水地がございまして、あそこにアシとガマが大量に増殖をしてきておりました、だんだん、いわゆる遊水面、水面が見えなくなってきました。そうすると、これはもう二、三年ぐらいで、私はあの遊水面は見えなくなるんじゃないかというぐらいの勢いですから、写真も撮って、ちゃんと管理、様子を見てみようかなというぐあいに思っておりますが、遊水面に全部草が生えたらどうなるかというと、雨が降ったら、かなり大量のごみが来ます。川の藻も流れてきます。それが草にかかって、土手ができるんですよ。下に水が行かなくなるんですよ、ポンプのほうに。今は行った草やごみは、機械で取り上げて処分しております。この危険が迫っておることが一番です。

それと、大内川にしても熊川にしても、相変わらず雑草が繁茂しておると、もし大雨が降ったらどうなるんだろうかという心配を持っておりまして、自転車でぐるぐると回ってみたいんですけど、この質問通告する前に熊川でボランティアの方が大量の草を刈っておられました。

それで、通告したら、二、三日で台風が来そうだから、このまま黙っちゃったら、知っちゃったのになして言わなかったと言われることになりましたから、これは副町長に申しましたら、次の日に県も素早い対応をしてくれまして、撤去されておりますが、そういったことで、ボランティアの方も草を刈ったり何かして、そういうことに気がつかないで、善意でやられる方もおられると思います。その草がかかる、そういった状況は今考えられるんですが、ぜひ雑草の対策を急いで進める必要があると思いますが、町の取り組みをお伺いしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 防災対策の観点から、河川の雑草対策、特に熊川・大内川の対応でございますけれども、御指摘のように、毎年一つの大きなテーマになっております。特に、防災上の草を刈っても、刈りっ放しというようなことで、そのことがまた原因で、いろいろ2次災害につながるというようなこともあるわけですから、十分そこら辺を踏まえた対応を県にも強く我々としても、今日までも求めてまいりましたし、これからも要望していきたいというふうに思っております。特に、大内川については、今ちょうどあそこの旭橋の改修を今進めていただいておりますし、ここの熊川につきましては、今年度からこっち側の左岸側、こっち側、役場側ですが、こっち側の改修に着手をしていただくということで、今県とも協議をさせていただいております、できるだけ早期の改修ということを引き続き強く求めていきたいと思っております。あそこがやっぱりネックになっておるんだろうと思っておりますし、十分熊川、大内川の対策も要望していきたいというふうに思っております。

それから、下流の向こうの今遊水面がだんだんなくなっていくと、このことも今こっちの建設課を通じて、しっかりチェックをしながら、県にも強く要望するというので、今対応させていただいております。これからはしっかりそこら辺は申し上げていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 熊川、堀川の場合は、それは草を刈って、ずっと維持管理をしていくという方向でいいかとは思いますが、樋門の内水面の雑草、ガマとアシ、これは刈っただけじゃ、もうとてもじゃないが対応できる状況じゃなくて、刈ったらきれいに、後でしっかり生えてきますから、これは根こそぎのけてしゅんせつをするなり、その他対策をせんと、いずれ刈るという方法はだめになると思っておりますが、この点についてはどう考えておられますか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 建設課長が答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 洲山建設課長。

建設課長（洲山 和久君） 今言われるように、ガマ等を刈るということだけでは対策にならないような気がします。これについては、県と協議をいたしまして、しゅんせつをしていただくというふうな形で協議していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） それでは、3番目に移ります。

この質問の通告をするのに随分悩みました。私は、町長から選任をされて、議会の皆さんの同意を得て、監査委員の仕事もしております。この仕事と色々な行政のあり方については、かなり詳しくそういうことで知ることもあるという前提がありますから、どう取り上げるのか、取り上げたらいいのか、いけないのか、随分悩みまして、一つの基準をつくりました。それは質問通告を出すまでに議員の皆さんや住民の皆さんに周知されておるものについては質問をしていこうと、そういうことです。だから、監査委員として知り得たことじゃなくて、いずれも、皆さんにわかっていること、こういう一つの基準をつくって質問の通告をつくりました。それで、最初は、町長のお考えを聞きたいんですが、佐合島の簡易水道は大量の水が、大体年間の使用量に匹敵するぐらいの量が海に流れておるのではないかという資料を手にししました。所管の事業課はほとんどそれに気がつかないで、何とも思ってなかったようです。それで、これは大変だと思いましたから、副町長のところに大変な状況があるんじゃないかというお話を持っていきました。そして、仕事に行きましたが、また帰ってきて、今でも漏れよるかもしれんから、当時、急いだ対策が必要ですねという話をしました。4月の終わりごろです。

2番目、8月の初めごろです。ある1社の企業が公共事業を大量に落札をしたという話が入りました。建設業の契約をするためには、現場代理人や主任技術者の配置などいろいろな制約がございます。本当にこれだけ1社が大量に落札をして、そういった正当な契約ができるのかどうか、疑問に思いましたので、調査をする必要があるんじゃないかと思ひまして、副町長のところに申し出ました。

それと、3つ目、各会計、毎年3月に予算の審議を私どもはします。そのときに各課の基本的な考え方という、こういう冊子が配られます。そして、これに基づいて皆さんが説明をして、議案の審議をいたします。ところが、平成21年度の各課の基本的な考え方と平成22年度の各課の基本的な考え方が全く同じ、一字一句違わないと、違うのは年度の数字だけという課が見つかりました。これは私もびっくりしまして、今年予算のとき、これを見て審議しましたから、私自身も責任を感じてがっかりしました。変わっておるのは、今言ったように年度、20年度が21年、21年度が22年度に変わるだけです。最初、前年度の反省という文書の欄がございますが、その欄が全く同じでしたから、所管の課長にどうしてこういうことになったんですかというお話をしました。

そして、その足で、副町長のほうにも全く同じことが書いてあるが、どうだろうかという話をし

ました。それでも、私はちょっと疑いまして、自分が持ちよる物が違うんじゃないかというぐあいに思いまして、議会事務局で平成21年度に配布した資料と22年度に配布した資料を見ました。そうしましたら、始めから終わりまで全部同じということがわかったんですよ。前年度と同じ物を、打ち変えてますから、行は変わってますよ。年数だけは変わってますよ。それで、これはとと思いまして、ちょうど柳井広域の市町の研修会があった日でしたから、帰りにちょうどたまたま町長、副町長の車に便をいただきましたので、全部同じ物があるが、どうですかという耳打ちだけはしました。そして、あれでもあれは酒も入っていたとも思いまして、後日、二、三日後に副町長のところに本物を持って行って、これ確認しましたかという話をしたんですよ。そしたら、いや、してないと、じゃ所管の課から相談はあったですかと言ったら、ないと言うんですよ。これにはびっくりしまして、調査をお願いをいたしました。8月の初めです。

ところが、その3件とも返事が来たのが8月の25日です。大きな宿題があるから、急がにやいけん問題もあるし、例えば、水が流れっ放しになっちょるんじゃないか、契約がちゃんと適法的に結ばれておるかなど思いますから、盆明けに催促に行きましたが、ちょうど夏休みで、休みは休みでしょうがないんですけど、25日まで延びたんですよ。どうしてこういうことなるんですか、ちょっと町長にお考えを聞いておきたいと思うんですが。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今、佐合島の簡水のメーター器の問題、それから、公共事業の執行、それから、各課の基本的な考え方についてのペーパー、監査のときにも御指摘をいただきまして、これは中身的には本当に行政としてしっかり極めて日常的なチェックができていないがゆえに発生した事件、事故だと思っております、これは極めて遺憾なことでありまして、先般も私のほうから両監査委員さんにはおわびをさせていただきましたけれども、これはどうかこうとか、申しわけをする以前の問題で、本当にこれはこういう現実が実際にあったということは事実ですから、このことはこれからもあり得ることというふうに受けとめて、再発防止に全力を挙げるしかないというふうに私自身思っております。今のそれぞれ3項目、それぞれの理屈、理由があるんだろうと思いますが、それはあったとしても、特に3番目のやつは、我々が各課の目標等については、予算査定をやるときにそれぞれ各課から出してもらいます。それに基づいて査定をやるんですが、その資料とはまた違うものが出ておると、後調べてみるとという形のもので、それは私自身もそれは気がつかなかったといえればそれまでですが、また、どうしてそういうことになったのか、全く本当にわからない部分もありますが、これは結果責任ですから、本当にこういう結果については極めて遺憾でありますし、本当に再発防止に向けたチェック体制をもう一度しっかりつくり上げていくしかないというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） ちょっと開き直られたのかどうか知りませんが、行政の体質として責任をとらないというのがあるんです。あったらできるだけ逃げよう、例えば、通告をしておりませんが、この前、介護保険の調整交付金の計算が間違えて1,000万円、穴があいたと報告がありました。だれもどうなるわけじゃないんです。介護保険に1,000万円、穴あけたら保険料を値上げするしかないんですよ。たまたま準備金がありましたけど、それか、なければ一般会計から入れるしかない、そんな穴をあけて、だれも責任をとらない、そういう体質があります。特に、きょう新しい人が来ておりますから、よく聞いておいていただきたいんですが、こういうことで、先ほど接遇の問題でいろいろ出ましたが、接遇じゃなくて、日常の基本的な仕事にこういう大きな問題がある、それでも再発防止しかないということですけど、ちょっとあきれてるんですよ、私は。それで、ちょっとその後の調査をしましたから、問題点として上げておきます。簡易水道については、今回出てる決算の数字もいい数字じゃないです。メーター器が故障しておって、今年の1月です。担当者は気がついたけど、2つありますから、片一方のくみ上げるほうのメーターで運用しようということで、班長と相談をして決めたと、100万円近くかかるらしいんですよ。電磁流量計が故障ですから、だから、それで判断はいいと思うんですよ。

ところが、その班長は配置転換になって、そのまんまになって、課全体のものになってないと、今度補正予算組むときに、いつからじゃという説明をしたら困るんじゃないんですか、そのときには所管の委員会もありますから、こういう運用をしておりますよということで、先ほど言いました課全体のものにして、ちゃんと報告すべきじゃないですか。聞いてもさっぱり要領を得ん状況なんですよ。数字見ても不思議に思わない、決算の資料を見てね。これもおかしいんですよ。毎日の仕事もどれだけ詰めてやりよるかという、それこそ、よく緊張感を持ってとか言ってですけど、これに疑問を持ちます。

もう一つ、これは前向きな話も若干してもいいですが、ある1社の企業が7月の終わりから8月にかけて8件ですか、落札しておるんですよ。そして、これは大変だということで、これは資料を出してもらいまして、今年に入ってから全部の入札の町が出しました公共事業の一覧表の中の入札金額、工期、工事名、それから、現場代理人、主任技術者一覧表をつくって出してもらいました。そうすると、これですが、以前にも問題の箇所があるんですよ。例えば、現場代理人は専任でなければならないという法律の規定があるんですが、それが十分にそのとおりになっておるのかどうかと、この法律のコピーももらいましたが、これについても問題がある、いわゆる入札結果を見ましたけど、業者としてみれば、一生懸命企業努力をして落札をしてるんですよ。なら、執行部の側は、行政の側は、これだけ落札したら、ちゃんと正当な契約ができるのかどうかというのは考えんやいけんことなんですよ。今言いました現場代理人の専任配置、主任技術者の配置、当然御存じのはずですから、そこを何も不思議に思わないでどんどんやられると、見てみたら以前にも

何件か、どうもこれはどうかなというものがあるんですよ。これは別に詳しい秘密資料じゃないですよ。工事現場行ったら皆書いてある、黒板が。大きな看板が出て、工事名とか、工期とか、現場代理人の名前だとか、どういう資格を持っちゃるとか、主任技術者の名前だとか、みんな書いてますよ。それを表示しただけですから、珍しいものじゃないですよ。

こうして一覧表にしてみたら、いろんなことが、またわかるんですよ。これについては、もっと行政として改善する必要が私はあると思うんです。町長にこれは再発防止しかないという議論じゃないんですよ。一つ一つについて、これは何をしないといけないかという議論があると思うんですよ。確かに3番目の問題は、町長自身もそれはびっくりされて、まさか次回に出す予算の資料の基本的な考え方が全く前年度と同じ、反省も同じ、予算要求の考え方も同じということは考えられんわけですから、それはそんなものがあつたほうが不思議だと思われればそうかもしれませんが、それでもこの原因は出されんにゃいけないのですよ。なぜこういうものが出たかという、一つ一つについて精査をすべきじゃないかと思うんです。今のどう再発防止、防ぐしかないというんじゃないかと、これについてどうですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘の点、もうあれじゃから、もう一切そういうことを抜きに再発防止という意味で申し上げたのではありません。それぞれの事件、事故については、あるいはまた対応についてはそれなりの背景、そういうものがあるわけですから、そういうものは最初にも申し上げましたように、これからまた発生する可能性もありますから、なぜそうなって、どこに問題があつたのかというのは、しっかり当然チェックをしながら、それ抜きに再発防止というのはあり得んと思いますから、十分そこについてはメスを入れていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後3時5分からといたします。

午後2時51分休憩

午後3時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 最後の質問になりますから、ちょっと私の考えをちょうど新人の職員さんもおってですが、何とひどいことを言うのと、このぐらいに思ってる方もおつてと思うんですが、私はこの質問をするのにこの2週間以上、随分悩みましたよ。夜、目が覚めたら、言うべきか言うべきじゃなからうか、どねい言おうか、一生懸命考えるんですよ。けさまでそうですよ。人をいろんなことをここで、特にこういう場で非難をするというより、批判をしていく、私は正当な批判だとは思いますが、大変なことなんです。自分の責任、我が身をただすということにな

る、自分にその責任が返ってくるんですよ。

だから、なかなかみんな批判をしたがらない。先ほど細田議員のほうから町長にぴりぴりみんながするほどびしょとやってくれという話もございましたが、やっぱり人に対してぴりぴりするほどやるというのは、自分がそれ以上にまだ緊張感を持たなければならないという大変な苦しみがあります。特に、この質問に当たっても随分、言いましたように悩んで、でも、やっぱりこれはいろいろ働きかけもありましたが、ここはやっぱり言うておこうということで、けさまで悩んで、言い方も含めて、この質問をしました。まあまあで、なれ合いでやっていくのが一番進歩しないんですよ。各課内でも、堂々と議論をして、活発な議論をして、あえて相互批判もして、いい道を見つけてほしいと思うんです。人に批判をすれば、自分に責任がそれ以上にかぶさってくる、これは当然なんですよね。だから、やめようというんじゃなくて、お互いが切磋琢磨するというのは、こういうことだと思うんです。こういう意味で、この質問を取り上げてきました。これは今までにない、30何年やりましたけど、こんなに悩んだことはないですよ。中身がちょっと悪過ぎるんですよ。余計に。そういった自分の心情も最後ですからお話をしますが、先ほど言いました町長のほうで検証をされると言われましたが、その結果をちゃんと報告してほしいし、どうしてこういうことになったかという原因と今後の対策については、ここでそれはすぐには難しいかもしれませんが、ちゃんと検証されて、報告をしていただけますかどうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のとおりさせていただきます。

.....

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） 通告に従いまして質問いたします。

町長は、11月に行われる町長選挙に6月議会で出馬表明をされました。今のところ他にその動きがないように私は思っております。不幸にして無投票の可能性もあります。その際は、次の任期中、町長は何を目指して町政を担うのか、町民も私も知り得る機会がございません。そのようなことでは執行機関の監督並びに調整もできませんので、再選の暁は今後どのようにして町民の安寧を図り、推進するのか、所見をお聞きいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町長選再選の暁はどういうふうこれから対応していくのかというお話でございます。先ほど河藤議員に答弁をさせていただきまして、若干重複するかと思いますが、基本的には今策定中の第四次の総合計画をベースにしながら、そしてまた、この4月からの第五次の行革大綱、これを車の両輪にして、しっかり行財政改革を最重要課題に据えながら、いわゆる住みよさが実感できるまちづくりを進めていくと。したがって、その上に本当にお互いにこの地域で住ん

でよかった、暮らしてよかったと言える安全・安心なまちづくりをどう構築をしていくのかということになると思います。一番基本は何といいたとしても、本格的な少子高齢社会に向けてどう対応していくのかということが一番大きな基本です。先般来、地域福祉計画の策定もあわせて行っておりますけれども、ぜひこういった高齢者の対応と、それから、少子化に対応する子育て支援、こういったところをしっかりと据えながら、安心をして暮らしていけるような共助のシステムをつくっていきいたいということが一つの大きなテーマです。

それから、安全・安心のまちづくりと言いましたが、防災対策はもちろんであります、学校の耐震化を含めて公共施設の計画的な整備ということも大きなテーマであろうかと思います。しっかり進めていきたいと思っておりますし、とにかく地域のそうした潜在力をどうまちづくりに生かしていくのかと、そういう意味ではまちづくり基本条例を制定をすると、つくればいいというものではありませんから、それを具体的に地域の中で生かしていくためには、やはりそのための組織、形をどうつくっていくかということで、コミュニティ、公民館、これらのあり方について、あるいはまた地域のリーダーの養成と、こういうことを含めて、大きな課題として取り組んでいって、安心して暮らしていけるまちづくりを進めていくというのが当面の考えておる大きなテーマだというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） 町長が今る述べられましたことは、先ほど河藤議員の質問の中で出ております。これは、私が聞いておるのは、今後4年間何をするかということであり、これは今まで全部発表されたことなんですね。それ以外に新しい何かがあるのかを聞いてるんです。これはあくまでも今までの継続性の問題で、これは完結するまで継続していく必要はあると。

しかしながら、次はこれが完結したら、次の4年間は今度はこれをやるんだというのを私はお聞きしておるんです。それが無いということであれば、非常に寂しいことだと、いわゆる4年間でできなかったのをもう4年間引き延ばすのかと、それともこれが完結すると同時に、並行として次はこれをやりたいんだと、次の任期については一歩進んで、前へ進んで、これをやりたいんだというものがあったら教えていただきたい。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ちょっと認識が、今申し上げたこと、継続的なものもあります。新たにつくって対応していこうという部分もあります。そういうものを土台にして、そういう路線をベースにして、その上で個々の個別具体的な施策については、これは年度ごとに予算編成をやってまいりますけれども、その個別具体的な政策については今言った大まかな、例えば、子育て支援の問題にしても、いわゆる保育環境をどう整備をしていくのかと、そのための対策、統合問題含めてありますけれども、どういう具体的な施策を打っていくのかと、これは全体的な財政状況も踏まえながら、

そういう大きな方針に基づいて個別具体的な政策をこれから打ち出していくということになります。基本的な考え方については、こういう形で今対応していきたいということを今申し上げさせていただいたわけでありませう。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） 今ある党では代表選で、1に雇用、2に雇用、3も雇用というような毎日言ってるのを、聞きますが、私が町長の口から、あくまでも地域を活性化するためには、いわゆる阿多田の土地、あるいは西魚見の土地ですか、を活用してでも、何とか企業誘致をして、若者が仕事ができるようなものを引っ張ってきたいと、この言を期待しとったんですよ。安全・安心といえども、これはもちろん大事ですけれども、我々は日々1日年をとっていきます。先ほどもありましたように、高齢化率がどんどんどんどん高くなると、そうすると、小学校にしても児童が少なくなると、それもいろいろ対策を打って、やっと芽も出てきましたけれども、少なくとも平生町には膨大な遊休地、国有地もありますけれども、それを何とか活用して、地域の活性化のために何とかこの任期のうちに若者が働ける場所をつくると、これを町長の口から聞いたかったんです。

それについて、これは要望にしておきますけれども、いわゆる今までのことをただ単に踏襲するということでは、私から言えば余り知恵がないなど、1歳児も2年たちや2歳になるわけです。次の4年間で、今までのものを踏襲して、あくまでも安全・安心、コミュニティというのは、あくまでも耳ざわりのいい言葉ばかりで、それを具体的にどのように実行するか、それを実行するには、行財政改革を実行するにおいても税収を上げると、上げることについては雇用を創出する、その雇用の場をつくるというのがやっぱり一番専決だと思うんですよ。幸いにして平生町はたくさん土地があるわけですから、いわゆる鹿児島県ですか、宮崎県ですか、平生町のセールスマンとなって、何とか工場誘致を考えていっていただきたい。そのためには、我々も決して協力は惜しみませんので、それを一つマニフェストにつけ加えていただきたい。御返答をお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） きょう午前中にも岩本議員のほうからもありましたが、基本的にはそのための第四次総合計画に関連をしておりますが、財源を確保しながら、その中期計画をもとにしてやっていこうと、その財源確保についてはあらゆる努力をさせていただきますということを申し上げましたが、その部分で、きょう今いみじくも出ました雇用の場、そして、企業の誘致という話もありました。阿多田については御承知のとおり、今国のほうに一応残りの部分、一部は払い下げてもらいましたけれども、残りの部分については国のほうにということで今話をしまいいりまして、国とも地元としっかり協議をしながら、阿多田の活用については対応していこうということで、今財務省とも、先般から二、三回財務事務所とも協議をしながら、今後の活用の方向についてしっかり責任を持って国としてもやってほしいと、我々もできるだけバックアップはするということで

話をさせていただいております。

西魚見のあそこの先についても、以前から計画としてあそこの土地があるわけでありますから、有効に活用できるような方向というのは、これは常に我々も忘れちゃおりませんで、これはやっていかなきゃいけないというふうに思っております、いろんな条件、それから、いろんな情勢というものも踏まえながら、何とかあそこが有意義に生かしていけるように取り組んでいきたいなというふうに思っております。ぜひこういった安全・安心のまちづくりをやる、あるいはこれからの地域の活性化をやるといういろいろ言っても、今おっしゃったように、そこに一つの起爆剤といいますか、そういうものが必要になってくるということでありますから、こういうものも当然大きな柱に据えて、これから取り組んでいくことになると思います。御指摘のような点を踏まえてやっていきたいと思えます。

議長（福田 洋明君） これをもって一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。吉國茂議員。

議員（10番 吉國 茂君） 行政報告の中で、山口県防災訓練の話、それから、学校耐震化の話出まして、2棟建てかえることによって県並みになるという話でしたが、この前の防災訓練のときに司令塔、何か見たら、県は3階、町長室でその指令を出すということになっておりますが、耐震化において町長室並びに副町長室が大丈夫なのかというのが、まず第1点ありますね。ここを歩いてもひび割れてるんですよ。町長と副町長が夜とかじゃったら、まだこの3階で指揮とれるわけですよ。昼間来たら2人が、そう言うちゃいけんけど、2人がおらんようになったら、それは指揮系統というのはめちゃくちゃになると思うんですよ。その辺で、今言ったような優先順位というか、一遍にはできんのでしょうけど、住民の気持ちと、自分とこを先にやるじゃないかと言われるかもしれないけど、曲がり曲がると、住民を救うのはそこなので、その辺の計画とか、そういった優先順位は立てられておるのかどうか、それから、この前、避難所をいろいろと住民が避難されましたが、その辺の避難するところは大丈夫なのかと、そういった耐震化の、来年すぐというわけにいかんのでしょうけど、長期計画とかいう方針を示される気はあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えします。

先ほどこれから向こう、もし仮にそういうことであれば、向こう4年間どうなのかというときに耐震化の話とあわせて公共施設の計画的な整備という話をさせていただきました。この公共施設の中には、公民館、それから、役場含めて、今御指摘のありましたような避難所になって指定を受け

ているところ、こういったところをもう一度計画的に、それはすぐということにならんにしても、計画的に、年次的に、財源との兼ね合いもありますけれども、そういうものを頭に置きながら、少しどう対応していくのかと、この庁舎の問題にしても第3庁舎、それから、この本体をどうするかという問題も含めて、あの公共施設の計画的整備という中には、そういうことを含めて答弁をさせていただいておりますので、この辺もしっかり検討していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 吉國茂議員。

議員（10番 吉國 茂君） それはそれで結構なんです。だから、それをきちっとこちらに示してくださいと、その辺だけを要望しておきます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） それでは、行政報告に対して町長にお尋ねをさせていただきます。

まず第1点目、最初に行政報告いただいたんですけれども、何か町長と視点が随分と私が違うのかどうなのかという今自問自答してるような次第です。と申しますのも、6月以降の行政の報告の中で6点ほど大きく触れられましたけれども、一番重要なことを忘れられているんじゃないかなというふうに思えてな란のです。そのことは触れられていらっやいませんで、ここでどうのこうのというわけにいきませんけれども、多少先ほどの一般質問を聞いとれば、平岡議員さんの言葉の中にも出てまいりましたので、やっぱり私と同じような気持ちの議員さんもほかにいらっやるんだなと、とても重大なことを、多少、少し話、横道にそれるかもしれませんけれども、全協で言われた、記者会見もした、しかしながら、本会議で冒頭に行政報告の中で触れられるべき事項があったんじゃないですか。これというのはどうも何というんでしょ、視点が違う、どんなに住民と協働、協働と言われても、町長の基本的なスタンスがどうも言葉ばかりで、そのように思いましたので、それは私だけかもしれませんけれども、まず感想、そのようにお話をさせておいていただきます。

あと行政報告の中で聞こうと思ったんですけれども、今、吉國議員さんが聞かれましたので、私のほうとしては防災訓練のことは総括をされてるのかどうなのか、その上でのまとめたお発言がきょうあったのかどうなのかということの確認だけさせておいていただきます。と申しますのも、当初実行委員会を組織してやられるとかということで、大きく立ち上げられました。住民との連携強化が十分に図られたというようなことだったですけれども、耳に聞くのに、どうも連絡の不徹底も多少あったんじゃないかというようなことも聞いております。そのような細かいことは別にして、総括のまとめをされてるのかされてないのか、そのことだけをお尋ねをしておきます。

それと、第四次の総合計画について多少お話がありましたので、何遍も言うようでくだいかもしれませんが、もう一度このことについては2点ほどお尋ねをいたします。

まず、基本計画に対する人口指標の取り扱いということで、どういうふうに町長のほう考えてい

らっしゃるのか、再度そのお考えを確認をしときたいということですね。それに補足しまして、まず10年というスパンでこの基本構想、くくりがあるわけですが、それは法律上の問題とかがあって、そういうふうになってるんでしょうけれども、それで5年ごと、前後にということ随分と発せられていらっしゃいます。

ところが、私も5年もどうなのかなという気持ちがあるものですから、この際、お尋ねしようと思います。私が十二、三年ぐらい前、1期のころですか、一般質問で、10年というスパンは長いんじゃないかというふうなことを質問させていただきました。5年ぐらいにしたらどうなんでしょうかという質問をさせていただいたのを覚えてます。当時担当の課長さんが5年はどうのこうの、短過ぎて、とてもじゃないかというような御発言をされたことを今思い出しております。何で5年でも長いかという根拠なんですけれども、私が言う。実は先般私どもの住んでる集落で、中山間地の直接支払制度の参加の有無を確認しに約50件ぐらいの世帯を歩きました。当然中山間地に参加されるということで、兼業農家の方はわずかでして、尾国の集落でもほとんどが65歳以上の方、70歳ぐらいの方が主になるわけですが、その5年という給付要件が非常に本当に将来にもちをかくような話だということを随分と言われるんですね。あしたもわからんのにから、そねいなことが言えるか、随分とそういうふうに分ければ、そうすると、今高齢化社会という新たな時代の中に今65歳の、朝の説明の中でも平生の人口が1万3,000人ですか、そのうち65歳以上が30%ぐらいって言われたんですか、そうすると、これから高齢化社会を向かえるに当たっては、この皆さん方を大きなターゲットとして基本構想も定めていく必要があるだろうと、強いてはそれが生産人口年齢であるその下の年齢、また、子供たちの年齢に広がっていくんじゃないかと今思ってるんですね。

そうすると、やっぱり高齢者の皆様方が活力というか、元気を出すようにするにはP・D・C・A、プラン・ドゥー・チェック・アクションを言われてますね。これを繰り返すのはスパンも多少なりとも短くしないと、とてもじゃないですけど、高齢者の皆様方に安心感を持った生活の環境を整えていくことができないと思うんです。少なくとも3年ぐらいが適当ではなからうか、行政のそういったスピードも3年ぐらいをターゲットにやっついていかないといけないんじゃないかという気がついこの間集落を回って思ったことなんですけれども、町長のそのような高齢化社会に対する環境整備の時間的経緯のスパン、多少なりともお考えがあればお尋ねをしておきます。

それと、2点目なんですけれども、この基本構想の大まかな部分はわかるんですけれども、下位の部分、それぞれ所管の課のほうでいろいろ計画の策定をされてると思うんですけれども、そういったものの体系づけというのはきちんとできてるんでしょうか、具体的に言えば、先ほど何か地域福祉計画とかというようなお話も出てましたけれども、産廃の処理計画なんかもたしか決めなきゃいけないかと思うんですけれども、そういった体系的な整備というのはどの程度進んで、今策定委員

会のほうへ諮問にかけられてということになるのでしょうか、その辺のことをお尋ねをしておきます。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） それぞれ総務課長と総合政策課長から答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの河内山議員さんのまず初めに、防災訓練の総括についての内容だと思えますが、基本的には先日課長会議で、その辺の話もさせていただいて、今後早急にまとめ上げていきたいと思っております。ただ、対応としてこのたび県の総合防災訓練ということで、全職員で対応させていただきました。130機関、約3,000人以上の参加者の中で、大きな防災訓練をやらさせていただきましたので、また、個別には町の中のそういった体制、特に基本はやはり今の災害対策本部、これがベースになると思っておりますので、この辺はしっかり検証をして対応をさせていただけたらと思えます。

また、避難訓練で不徹底なところがあったということについては、おわびを申し上げたいと思えますし、避難訓練で職員も張りつけをさせていただきました。いろんなそのときにミニ講習会もやりました。いろんな意見については、いろいろなこちらで集約いたしまして、その辺は各自治会長さんにその回答をお礼のものも含めて文書で回覧といいますが、させていただいたというような状況でございます。今後とも地域防災力のために取り組んでいきたいと思えます。よろしく願います。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それでは、第四次総合計画について2点の質問でございます。

まず最初に、第四次の総合計画の中の基本構想における人口指標の考え方でございます。第三次の計画時点では、まだ平生町の人口の減り方といえますのが近隣に比べましても、非常に傾斜がなだらかといえますが、そういう状況で、微減という状況でありましたが、実際人口減少の角度が平生町におきましても、ちょっと急になっているのが現状でございます。今後10年間を見通したときに当然現状の1万3,000人を切ることが十分想定されます。そういう状況ではありますが、やはり定住促進施策であったり、住みよさが実感できて、平生町に住もうという、そういう考え方のもとに人口の転入等そういうことも考えまして、人口指標におきましては、7月1日現在の県の人口移動統計調査がございます。これは国勢調査をベースに毎月出てる数字でございますが、そちらが1万3,500人ちょっとという数字が出ております。当然それが平生町が10年後においても1万3,500人を維持していくと、そういう姿勢でもって、今回の計画については考えていきたいと思っております。

それと、もう一点、基本構想は10年ということで、その中の基本計画をこのたびは前回の第三

次と若干変更しまして、前期の5年、後期の5年、そういう計画を今つくろうと思っておりますが、議員さんの御質問では5年も少し長いんじゃないかと、そういう御指摘をいただいております。基本計画は各課の施策を体系的にまとめまして、今後5年間でこういう政策を進めていくという方針でございます、さらに基本計画の下に今回は実施計画を今考えております。実施計画は3年スパンの計画でございます、当然毎年の予算編成におきましても参考となる計画でございます。実施計画を3年といたしまして、それを毎年見直しをしながら予算編成を行って、各施策を進めていくようには考えております。

それと、もう一点、第四次総合計画の体系づけでございますが、現在、各課のほうにおいて個別に持っておる計画がございます。地域福祉計画であったり、一般廃棄物処理計画であつたり、各種計画ございますが、当然そういう計画との整合性も図りながら今回の四次の計画を体系づけていくように、現在、調整をしているところでございます。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 防災訓練のことなんですけれども、今総括はまだ完全に上がってないということでしたが、以前町長この防災訓練について、これを利用して県内に平生町の名前をとどろかせるというふうにおっしゃったように僕記憶してるんですけれども、とどろいたでしょうか。

議長（福田 洋明君） 町長。

町長（山田 健一君） 今回の防災訓練で、平生町で開催をして、それなりの成果があったというふうに思って、一定の県下での評価はいただいたというふうに思っております。特に、知事が来庁されまして、本人含めて大変評価をいただきました。県下各地域、下関、それから、あっちの山陰方面含めて、たくさんの消防防災関係機関が、先ほど130機関というふうに言いましたが、集結をされ、特に今回はたまたま、あそこの阿多田という場所が活用できたということもありまして、なかなかある程度まとまった土地で防災訓練というのは、よその場合は今まで余りできておりません。分散をしてゆったりしております経緯もありますだけに、今回はうまくそこら辺が連携とれながらやれたということで、一定の今回の成功裏に終わったということで、評価はいただけたのではないかというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） あと行政報告の中で、お年寄りの施設の件、防府のことが去年あったので、それを今回の防災訓練に生かしたということがあったと思うんですけど、多分僕も受けて、皆さん、去年あの災害をテレビで御覧になったと思うんです。そこにはたくさんの消防団員の方がシャベル等持って土砂をかき出してる姿を見られたと思うんです。消防団員というのはそういうときに、大変なときに家族を残して危険なところに出ていく、すごく大変な任務を負ってると思います。今回消防団員の方のやられたこと、僕も1分団なんですけど、ヘリのおりてくるところを砂が

飛ばんように水を巻く、あと広報。町長もですけど、知事と一緒に動かれて、県がやりたいことはすべてできたと思うんですけど、本当災害が起きたときは、実際1分団は本当は1分団、中央公民館、自分の持ち場において、その地域の人と連携をとってやるというのが、それができれば身になると思うんですけど、途中途中で、棒を持って、棒というかパネルを持って、駐車場こっちですよ、あれじゃ本当に平生町のためになったんでしょうかね。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ちょっと総務課長から答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問でございますが、消防団の方々には大変このたびもいろいろな役割を持たせていただきまして、大変ありがたく思っております。基本的に、先ほど言いましたように、県の大がかりな総合防災訓練ということで、いろいろなそういった持ち分持ち分で、例えば、1分団の場合は、ここのスポーツセンターに県知事は初めはヘリコプターでおりてくると、その辺で対応をというような大変防災訓練とちょっとかけ離れたような対応もお願いしたというような状況もございます。

ただ、先ほどから言いますように、県下全域のあらゆる機関でこの訓練を行います。そういったこともございますので、今後また町のそういった平生町方式の防災の関係の、先ほどの総括ということもございますが、やはりその辺も今からちゃんと考えていかなきゃいけないと思いますし、先ほど言われたように、消防団の方々というのが地域で活躍していただいて、ちゃんとそういった安全・安心の対応をしていただくというのが、これが大きな基本的なものになってくると思いますので、その辺いろいろと消防団の幹部会もございますので、その辺でちゃんと協議をさせていただきながら今後とも対応をさせていただけたらと思いますので、このたびについては御理解をいただけたらというふうに思います。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算から、議案第6号平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般会計の補正予算16ページ、環境衛生費の太陽光発電システムの補助金の件ですが、この追加に当たっては、いわゆる十分検討して、基準を決めてやったとい

う話ですが、この内容を説明してください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町民課長が答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 安村町民課長。

町民課長（安村 和之君） 16ページの負担金補助及び交付金でございますが172万5,000円、これにつきましては、さきの委員会、全協等で報告させていただきましたが、補助の全体戸数を110基と今回定めまして、そのうちそれを3年間で補助していこうと、今年度につきましては35基、これを一応目標にいたしまして、このたび今まで出ておるのが22基出ております。その差額分を今回補正をさせていただくというものでございます。順番につきましては、それぞれ申し込みされた方から順次交付といいますが、徹底させていただいております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） いわゆる目標数値から算出をされたということで、それは一つの理ではあるかもしれませんが、私がちょっと疑問に思っておるのは風力発電の償却資産税をもって、それを基金に据えて、環境対策ということでこの事業をやっていくと、それはそれで私は評価はするんですが、どこまでやっていくのかということでその計算をされました。私は予算全体の中でその数値をやっていかれるのはいいんですけど、この予算だけを充ててやっていくということ自身に疑問を持つんですよ。例えば、風力発電から入る償却資産税は町民全体の財産です。

ところが、太陽光発電を実施される家庭というのは、ある意味では限られておるんですよ。若干経済的にも恵まれておられないといけないでしょうし、高齢者はなかなかこんなことを思われないでしょうし、環境対策という意味じゃいいですが、予算をそれがあるからどんどんつぎ込むということ自身は、若干公平性を欠くのではないかという気もするんですが、この点について町長、考えどうですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） おっしゃるように、どんどんこれをつぎ込んでいって、太陽光の補助をやっていくということにはならないと思います。風力でのあれを約3億円の償却の固定資産税ということに予定をさせていただいておりますが、そのうち今年度は三千五、六百万円のうちの1,000万円をこの基金に積み立てると、その中でも太陽光についてはそのごく一部に相当すると、これから地球温暖化対策という形にしておりますから、いろんな温暖化対策を進める上で、活用していく基金にしていきたいというのが大きな眼目でありますから、太陽光だけでこれやっていくことにはならないと思いますし、したがって、県の整備状況等も踏まえながら、町として今申し上げましたように、当面3年間で整備をしていく、この設置数を今決めさせていただいて、それに対して補助をしていくということの決定をさせていただきたいと思いますので、そういう考え方で今

回は整理をさせていただいたということでございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 最後、これはちょっと若干つけ加えておきたいんですが、提案理由の説明の中で、基準をつくって考え方を明らかにしてやったという提案されたわけですが、確かに、先ほど町民課長から説明がありましたように、全協ではありました。

しかし、やっぱり提案理由の中にそれなりに入れてほしいと思うんですね。そうでないと、広く住民には伝わるのが可能性も少ないですし、全協も今は公開しておるとはいえ、まだまだ十分ではないですから、そういうときにはちゃんとそれなりの考え方を決めてという前提じゃなくて、その中身を発表されてやられるほうがいいんじゃないかという気がしますから、今後の提案理由の説明の参考にしていただければと思います。

議長（福田 洋明君） 要望で結構ですか、答弁要りますか。

議員（11番 平岡 正一君） いえ。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。再開を午後4時5分からといたします。

午後3時48分休憩

.....
午後4時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

次に、議案第7号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、決算の認定について、一般会計につきましては、歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を行い、特別会計につきましては会計ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成21年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

歳入に入る前に、決算全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について質疑を行います。

議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、公債費、諸支出金、予備費について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第3号平成21年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第4号平成21年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第5号平成21年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第6号平成21年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第7号平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第8号平成21年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第9号平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第10号平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） 1点ほど歳入の件でちょっとお尋ねをします。

特別徴収保険料と普通徴収保険料、20年度は特別徴収は9,400万円ぐらいになると、それから、普通徴収は3,400万円、だから、ざっと3,500万円、これが補正でもありますけど、21年度では8,100万円と4,400万円と、この1,000万円近くひっくり返るとるわけですよね。この辺の理由は何ですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町民課長が答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 安村町民課長。

町民課長（安村 和之君） 結果から申しますと、特別徴収につきましては64%、普通徴収につきましては36%になっておりますが、これは選択性ということで、特別から普通に変わられる方がおられるということで、こういう結果になっております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、9月14日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。したがって、本日の議事日程に、日程第35、委員会付託を追加いたします。

日程第35．委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第35、お諮りいたします。議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算から議案第7号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまでの件及び認定第1号平成21年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第7号までの件及び認定第1号から認定第10号までの件については、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は9月22日、午前10時から開会いたしたいと思います。

午後4時16分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 河 藤 泰 明

署名議員 大 井 哲 也

平成22年 第4回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成22年9月22日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成22年9月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成22年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成22年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成22年度平生町老人医療事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第9 認定第1号 平成21年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 平成21年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 平成21年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 平成21年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 平成21年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第8号 平成21年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第9号 平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第10号 平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 同意第1号 平生町監査委員の選任について
- 日程第20 同意第2号 平生町教育委員会委員の任命について

日程第21 決議案第1号 柳井地域広域水道用水供給事業に係る水道料金の安定に関する要望
決議

日程第22 議員派遣の件

日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

日程第2 議案第1号 平成22年度平生町一般会計補正予算

日程第3 議案第2号 平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第4 議案第3号 平成22年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算

日程第5 議案第4号 平成22年度平生町老人医療事業特別会計補正予算

日程第6 議案第5号 平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第7 議案第6号 平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

日程第8 議案第7号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

日程第9 認定第1号 平成21年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第2号 平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第11 認定第3号 平成21年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第4号 平成21年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第5号 平成21年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第6号 平成21年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第15 認定第7号 平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第16 認定第8号 平成21年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第17 認定第9号 平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

日程第18 認定第10号 平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第19 同意第1号 平生町監査委員の選任について

日程第20 同意第2号 平生町教育委員会委員の任命について

日程第21 決議案第1号 柳井地域広域水道用水供給事業に係る水道料金の安定に関する要望

決議

日程第22 議員派遣の件

日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員（12名）

1番 河藤 泰明君	2番 大井 哲也君
3番 岩本ひろ子さん	5番 田中 稔君
6番 淵上 正博君	7番 藤村 政嗣君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 吉國 茂君	11番 平岡 正一君
12番 河内山宏充君	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤田 衛君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長	吉賀 康宏君	総合政策課長	角田 光弘君
町民課長			安村 和之君
税務課長兼徴収対策室長			弘中 賢治君
健康福祉課長			河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	洲山 和久君	佐賀出張所長	山本 俊明君
学校教育課長	福本 達弥君	社会教育課長	木谷 巖君
総合政策課長補佐兼財務班長			石杉 功作君

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、田中稔議員を指名いたします。

日程第2．議案第1号

日程第3．議案第2号

日程第4．議案第3号

日程第5．議案第4号

日程第6．議案第5号

日程第7．議案第6号

日程第8．議案第7号

日程第9．認定第1号

日程第10．認定第2号

日程第11．認定第3号

日程第12．認定第4号

日程第13．認定第5号

日程第14．認定第6号

日程第15．認定第7号

日程第16．認定第8号

日程第17．認定第9号

日程第18．認定第10号

議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算から、日程第8、議案第7号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまでの件及び日程第9号、認定第1号平成21年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第18、認定第10号平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、9月13日の本会議において関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員

長の報告を求めます。吉國茂総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（吉國 茂君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。平成22年9月13日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、並びに認定第1号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。認定第2号、認定第4号、認定第8号、認定第9号及び認定第10号につきまして、9月15日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議をいたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第7号については、すべて全会一致で承認。認定第1号中所管事項、認定第2号、認定第4号、認定第8号、認定第9号及び認定第10号につきましても、すべて全会一致で認定することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中歳入全般について、町債では、臨時財政対策債の借入先はどこになるのかとの質問に対し、21年度までは、財政融資と縁故債で借入れを起こしているとの説明を受けました。

歳出については、総務費では、一般管理費の退職手当業務の負担金は、今年度の退職者に対するものかとの質問があり、将来の大量退職に備えて計画的な積み立てをするものであるとの説明を受けました。

衛生費では、保健衛生費の環境衛生費で、太陽光発電システム設置費補助の年次計画を立てられたが、町民への周知はどうなるのかとの質問があり、お知らせ版やホームページなどで周知を図りたいとの説明がありました。

また、清掃費では、熊南総合事務組合への負担金を減額しても、熊南総合事務組合の予算上で問題はないのかとの質問があり、普通交付税の確定により減額するものであるが、田布施町では増額になっており、負担金については、プラスマイナスゼロになるとの説明を受けました。

議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第7号については、質疑はありませんでした。

次に、認定第1号中所管事項のうち歳出では、寄附金の内訳についての質問があり、一般寄附については、23万5,000円がふるさと納税によるもので、16万円が篤志家の方から御寄附いただいたもの。特定寄附金については、眞工金属株式会社から図書購入として御寄附いただいたものとの説明を受けました。

次に、歳出では、総務管理費について、一般管理費の負担金補助及び交付金と、情報通信費の備品購入の不用額の要因は何かとの質問があり、一般管理費は、自治会活動費の交付金が予算に対して実績が少なかったため。情報通信費は交付金事業でパソコンを購入した際の入札減によるものとの説明がありました。

民生費では、老人福祉総務費で、報償費の敬老祝金の内訳と今後の方針について質問があり、85歳が85人、90歳が43人、95歳が10人、100歳が3人、計141人で、金額は、85歳・90歳・95歳が1万円、100歳が2万円となっている。平成17年から今の制度となっているが、今後も同様に進めていきたいとの説明を受けました。

衛生費では、保健衛生総務費の負担金について、不用額の要因は何かとの質問があり、21年度は新型インフルエンザの流行により、柳井地域休日夜間応急診療所の受診者数が大きくふえ、診療報酬の歳入がふえたことにより、柳井医療圏救急医療施設運営費の負担金が減額となったための説明を受けました。

認定第2号、及び認定第4号については、質疑はありませんでした。

認定第8号について、介護認定審査会の判定に対して苦情はないのかとの質問があり、そういう例もあるが、介護度の区分変更もできるなどの説明を担当からしているとの説明がありました。

認定第9号について、まず、財政調整交付金の過少交付についての説明を受けたのち、これだけの時間的経緯があって、基金からの繰り入れなど、議会への説明があってもよかったのではないか。また、報道機関への発表はいつを予定しているのかとの質問があり、給付費の支払いの財源を確保するために緊急的な措置を含めて基金からの繰り入れなどの対応させていただいた。何とか減額分を回復してもらえるように、県を含めた国とのやりとりをする中で、議会への報告が遅くなってしまった。報道機関への発表は、決算認定の議会終了後予定しているとの説明がありました。加えて、財政調整交付金の過少額は、次年度以降に全額交付されるのかとの質問があり、現在の国の要綱では、過少額の10分の7が特別調整交付金で22年度に交付される。残りについても交付されるよう国に強く要望しているとの説明がありました。

また、賛成討論があり、議会に対しても情報をオープンにするべきとの意見がありました。

認定第10号については、質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（柳井 靖雄君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。平成22年9月13日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳出のうち平

生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第3号並びに認定第1号中、平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。認定第3号、認定第5号、認定第6号及び認定第7号につきまして、9月17日委員会室において町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項及び議案第3号については、すべて全会一致で承認。認定第1号中所管事項、認定第3号、認定第5号、認定第6号及び認定第7号につきましても、すべて全会一致で認定することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項については、住宅管理費で、委託料の白蟻防除についての質問があり、磯崎団地の1棟2戸分で、主に床から下を防除するとの説明を受けました。

河川維持改良費では、中川排水機場のポンプ等の修繕の県に対する負担率についての質問があり、大内川は県管理河川であるため負担が生じないが、中川は、町の普通河川であるので、全体事業費の30%を町が負担するものであるとの説明を受けました。

港湾建設費では、県が発行する平準化債に対して町の負担金は、今後どうなっていくのかとの質問に対し、県は港湾整備事業をするのに、平成8年から16年まで起債を発行しているが、その償還の負担を軽減するために平準化債を発行することによって町の負担率が変わってくるとの説明を受けました。

保健体育施設費では、体育館倉庫建替事業について、新たに建てかえをする体育館倉庫の面積の根拠は何かとの質問に対し、現在の倉庫と、武道館の空調室等に入れてある備品を収納することを考え、既存施設は12坪であるが、18坪で計画しているとの説明を受けました。加えて、財源が一般財源となっているが、国体関連の補助はどうなっているのかとの質問に対し、国体関連で市町村振興協会が、施設等の整備について補助金を出すようになっているので、補正予算が成立した時点で申請をし、確定すれば財源の変更を行いたいとの説明を受けました。

議案第3号については、水質検査手数料の内容についての質問があり、ハートピアセンター等へ給水する水が濁っていると地元の利用者から指摘があったため、大星山の井戸水の水質検査を実施するものであるとの説明を受けました。加えて、簡易水道としての位置付けが不明確ではないかとの質問に対し、周辺地区の飲料水供給施設として位置付けた。また、今後については、上水道として整備を検討し、現行の管理体制については、一元化を図りたいとの説明を受けました。

また、行政と使用者のお互いの責任を明確にしていく必要があるとの意見を付した賛成討論がありました。

認定第1号中所管事項の歳入については、質疑はありませんでした。

歳出について、農業費では、農業振興費の、ジャンボタニシ防除対策協議会補助金の内容についての質問があり、年1回、県とJA、町で生息調査を行っている。また、協議会はJAが事業主体で、薬剤のみ補助をしているとの説明を受けました。

ひらおハートピアセンター運営費では、水質検査の内容と施設の利用状況についての質問があり、年1回タンクに入る水を検査している。また、年々利用者が減っている状況で平成21年度は21回、410名の利用があったとの説明を受けました。

林業総務費では、有害獣防除柵等設置事業は、何件あったのか、またPR不足ではないのかとの質問に対し、平成21年度は5件であったが、平成22年度は予算を増やして計上しており、利用もふえているとの説明がありました。加えて、防除柵の設置はもちろんのこと、猟友会の方と連携をとって人的災害が起こらないように十分な管理をお願いしたいとの要望がありました。

住宅管理費では、住宅手摺改修は何戸実施したのかとの質問に対し、中村団地4棟と田名第2団地2棟の34戸との説明を受けました。

認定第3号及び認定第5号については、質疑はありませんでした。

認定第6号については、水産廃棄物処理事業特別会計は、いつ閉鎖できるようになるのかとの質問に対し、補助金の適正化法の制約があり、現在は休止しているが、建物の耐用年数が来るまでは、現状で執行していきたい。今後は借上料の負担軽減なども協議しながら検討していきたいとの説明を受けました。

認定第7号については、質疑はありませんでした。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いいたします、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） では反対討論をさせていただきます。

平成22年第4回平生町議会定例会議案に対して、認定第1号平成21年度平生町一般会計歳入歳出の決算の認定、認定第10号平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について反対をさせていただきます。

それぞれの認定について、理由を述べさせていただきます。

平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、75歳以上の

お年寄りを年齢で差別をする医療制度。また、保険料の普通徴収において保険料を払えず滞納し正規の保険証を取り上げられ、短期保険証に切りかえられるなど高齢者にますます苦難を押しつけるこの制度に対して反対をさせていただきます。

この認定に反対をすることにより、認定第1号平成21年度平生町一般会計歳入歳出の決算の認定は、繰入金の関係で反対をいたします。

議員の皆様方におかれましては、慎重にお考えの上、同意くださいますようによろしく願いをいたしまして、反対討論を終わります。

議長（福田 洋明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、採決に入りますが、分割して採決いたします。

まず、議案第1号平成22年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成22年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から、議案第4号平成22年度平生町老人医療事業特別会計補正予算までの件を一括起立により採決いたします。

議案第2号から、議案第4号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第4号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成22年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第5号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成22年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第6号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についての件を起立により採決いたします。

議案第7号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成21年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。

認定第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、認定第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号平成21年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括起立により採決いたします。

認定第2号から認定第8号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、認定第2号から認定第8号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第9号平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての

件を起立により採決いたします。

認定第9号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、認定第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第10号平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。

認定第10号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、認定第10号の件は原案のとおり可決されました。

日程第19．同意第1号

日程第20．同意第2号

議長（福田 洋明君） 日程第19、同意第1号平生町監査委員の選任について及び日程第20、同意第2号平生町教育委員会委員の任命についての件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。去る9月13日に御提案申し上げました議案につきまして、本会議並びに常任委員会におきまして慎重に御審議を賜りましたことをまずもって厚くお礼を申し上げます。そして、たいまは予算6件、事件1件、認定10件につきまして御議決を賜りまして誠にありがとうございました。

今後まもなく下半期に入ります。私自身の改選期も迎えることとなりますが、決意を新たに財政運営を含め行政の適正な執行に務め、住民生活の向上に全力を挙げて取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様方におかれましてもよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件2件でございます。

まず、同意第1号平生町監査委員の選任について御説明を申し上げます。平生町の監査委員は、地方自治法第195条によりまして、2名と定められておりまして、識見を有する者から選任するもの1名及び議会議員のうちから選任するもの1名で構成されております。このうち識見を有する者から選任をいたしました中嶋代表監査委員の任期が、11月15日に到来いたします。

中嶋監査委員には、平成18年11月16日から1期4年間、町の代表監査委員としてお務めを

いただき、その間、過去に培われた御経験をもとに数多くの御指導、御助言をいただいているところであります。

中嶋氏の略歴は議案裏面に添付いたしておりますが、昭和38年3月に中央大学法学部を御卒業され、同年4月から平成12年12月まで大手総合化学メーカーに勤務され、人事労務部門、経理部門などの要職を歴任されるなど、幅広い御識見をお持ちでございます。

また、平成17年7月からは本町の人権擁護委員として御活躍いただいております。温厚誠実なお人柄に加え、業務にも大変熱心に取り組んでいただいております。

このように、過去の御経験、今期の実績など勘案いたしますと、引き続いて御指導をいただくことが必要であると判断をいたし、中嶋氏を再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、町議会の御同意をお願い申し上げるものであります。

続きまして、同意第2号平生町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

この度任期が到来いたします教育委員の方は、現在、教育委員長をお務めの田村伸夫氏でございます。田村氏におかれましては、平成14年11月から2期8年間、教育に関する幅広い御識見により、本町の教育・文化の振興に貢献してこられました。10月末日に任期を迎えるにあたり、引き続き、教育行政にお力添えをいただきたいとの申し出をいたしました。御本人から後進に道を譲りたいとの強い申し出があり、この任期に際し、御勇退となったわけでございます。

後任につきましては、全町的に学識、経験面などの要件を踏まえ多くの方を候補に上げながらあらゆる角度から総合的に判断をいたしました結果、沼にお住まいの西村千秋氏を任命いたしたいと存じます。

西村氏の略歴は議案裏面に添付いたしておりますが、昭和26年10月5日生まれの58歳でございます。昭和49年3月に皇學館大学文学部国文学科を御卒業後、柳井学園高等学校教諭として、平成13年に退職されるまで26年間勤められました。また、平成9年からは、平生町音楽協会副会長、16年からは平生町社会教育委員、17年からは平生町「ひろげよう男と女」連絡協議会副会長、平生町生涯学習推進協議会副会長など数々の要職を務めておられます。また熊毛南高等学校評議員も務められるなど学校教育、社会教育全般にわたり広く御活躍をいただいております。

現在の学校教育は、今日の複雑な時代背景の影響から、学校現場だけではその運営が難しい状況になってきておまして、社会教育との密接な連携がますます重要になってきております。そういった意味においても学校教育、社会教育双方に通じる経験・御識見を持たれている西村氏は本町教育行政に真に必要とされる人材であります。また、沼八幡宮、八幡宮、賀茂神社及び百済部神社の宮司を務められるなど地域住民からの人望も厚く、適任であると判断いたすものであります。

以上のことから、西村氏を後任教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、町議会の御同意をお願い申し上げます。

す。

以上で同意第1号及び第2号につきましての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じますのでよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより、採決に入りますが、分割して採決をいたします。

まず、同意第1号平生町監査委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、同意第1号の件は原案のとおり同意されました。

次に、同意第2号平生町教育委員会委員の任命についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、同意第2号の件は原案のとおり同意されました。

日程第21、決議案第1号

議長（福田 洋明君） 日程第21、決議案第1号柳井地域広域水道用水供給事業に係る水道料金の安定に関する要望決議の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） それでは、御提案いたしております決議案第1号柳井地域広域水道用水供給事業に係る水道料金の安定に関する要望決議について御説明いたします。

広島県境の弥栄ダムからの遠距離導水により平成12年8月からの用水供給開始後においては今

日に至るまで上水の安定供給が図られているところであります。

しかしながら、590億円という膨大な建設事業費がかかり、構成市町は出資償還金などの多額な負担に加え受水費に多大の支出を要しております。このことにより、平成14年度から山口県より水道事業高料金対策費補助金の助成を受けておりますが、平生町民が負担する上水道及び簡易水道料金は20立方メートル当たり3,864円であります。県平均は2,523円でありますので実に1.53倍もの大きな格差が生じております。

平成14年2月6日に構成団体の市町長、市議会議長及び柳井地域広域水道企業団議会議長が合同で県知事及び県議会議長に水道事業高料金対策に係る陳情を行い、この補助制度はこの陳情の成果でもありますが、この席上において県知事は「平成14年度から10年間で15億円助成する。10年経過後はそのときの状況を見て判断したい」と回答しております。この補助制度が廃止となれば水道料金のさらなる値上げを余儀なくされ格差も拡大し、住民生活に深刻な影響を及ぼすこととなります。

山口県並びに山口県議会に対して住民生活の安定を図る上から、当初約束された平成23年度までの助成はもとより、その後においても今の実情を適切に判断され県補助制度を継続して実施されるよう要望決議いたすものであります。

以上、柳井地域広域水道用水供給事業に係る水道料金の安定に関する要望決議につきまして、今回5名の提出者を代表して提案いたすものであります。議員の皆様方におかれましてはよろしく御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、決議案第1号柳井地域広域水道用水供給事業に係る水道料金の安定に関する要望決議の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 . 議員派遣の件

議長（福田 洋明君） 日程第 2 2、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりとすることに決しました。

日程第 2 3 . 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（福田 洋明君） 日程第 2 3、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第 6 7 条第 1 項の規定によって、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

議長（福田 洋明君） 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成 2 2 年第 4 回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前 1 0 時 4 1 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 岩 本 ひろ子

署名議員 田 中 稔